

名誉感情侵害と「社会的評価の低下」(三)

橋 本 眞

目次

一 序

二 「社会的評価の低下」の判断と名誉感情侵害の判断とが直接に関連している裁判例

(一) 「社会的評価の低下」も名誉感情侵害も認めている裁判例

(二) 「社会的評価の低下」も名誉感情侵害も認めていない裁判例

(三) 小括

(以上、一四一号)

三 「社会的評価の低下」の判断と名誉感情侵害の判断とが直接には関連していない裁判例

(一) 「社会的評価の低下」も名誉感情侵害も認めている裁判例

(二) 「社会的評価の低下」は認めるが、名誉感情侵害を認めない裁判例

(三) 「社会的評価の低下」は認めないが、名誉感情侵害を認める裁判例

(以上、第一四二号)

(四) 「社会的評価の低下」も名誉感情侵害も認めない裁判例

(五) 小括

(以上、本号)

四 まとめ

(四) 「社会的評価の低下」も名誉感情侵害も認めない裁判例

(ア) 問題表現において「社会的評価の低下」をもたらす事実の摘示がないとして「社会的評価の低下」を否定し、著しく侮蔑的な表現がないことから名誉感情侵害を否定する裁判例

(i) 名古屋高判平成一三年一〇月二五日LEX/D B文献番号二八〇七一〇

本件は、被控訴人(被告)であるE協会(ワールドトライアル活動に関する公益法人)が、そのB県支部(支部長F)の事務局長である控訴人(原告)Aについて除名決議採択の提案、退会勧告などを行い、これらについて理由を付してE協会の機関紙(以下、本件機関紙という。)に掲載したことによって、自己の名誉が侵害されまた名誉感情が侵害されたとして、AがE協会に対して慰謝料請求をなしたところ、第一審においてが請求が棄却され

たため、これを不服とするAが控訴したというものである^①。

本判決は、名誉毀損について、まず、その判断基準として、従来の判例とは少々異なる見解を示し、次のように判示している。「ある表現行為について不法行為を基礎付ける違法な名誉毀損行為であるというためには、当該表現行為において、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価を低下させる内容の事実（反社会的・反倫理的行為等がなされた事実）が摘示されること、ないし通常人が当該表現行為からそのような事実があると帰結し得ることが必要である。／本件除名提案・退会勧告について上記機関紙に掲載された内容は、概要、控訴人Aが二度にわたり主務官庁宛てに被控訴人E協会に対する指導等を要請する文書を送付したことが、被控訴人E協会の名誉（主務官庁に対する信用を含む。）を著しく汚す行為に該当すること、また、控訴人Aが、B県支部の正当な支部長である……Fを差し置いて、支部長代行の肩書で支部協議会申請をするなどB県支部を混乱に陥れていることから、上記除名提案をし、退会勧告をしたものである……。／しかし、上記掲載内容において摘示されている事実（すなわち、控訴人Aによる二度の主務官庁宛の指導等を要請する文書の送付及び支部長代行の肩書を用いた支部協議会申請）は、それ自体としては何等反社会的・反倫理的行為等がなされたとの事実を摘示するものではない。／また、上記掲載内容のうち、上記摘示事実が被控訴人E協会の名誉を著しく汚すという部分あるいはB県支部を混乱に陥れているという部分は、文脈からみて、いずれも被控訴人E協会が自己の立場から上記摘示事実に対する評価、判断を示したものであって、上記摘示事実を越える具体的な非違行為が存在することを示唆するものではないし、名誉、信用といった言葉も法的観点を伴う用語として用いられたものとは認められない。／正当な支部長を差し置いてという部分も、誰が支部長かについて被控訴人E協会の認識と控訴人Aの認識とに不一致があることを前提に、被控訴人E協会が自己の認識が正当で控訴人Aの認識が不当であると判断

していることを示すにすぎないと理解できる。／そして、上記掲載内容を全体としてみた場合においても、控訴人Aが上記摘示事実の行為をしたため被控訴人E協会から強く非難されていること等が判明するのみであって、それ以上に、上記摘示事実を越えて、控訴人Aの品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価を低下させる反社会的・反倫理的行為等をしたと帰結することは困難であるというべきである。／そうすると、本件除名提案・退会勧告に関する上記掲載行為をもって、不法行為を基礎付けるに足りる名誉毀損行為と認めることはできない。」

本判決については、まず最初に確認しておくこととして次のことがある。本判決は、「不法行為を基礎付ける違法な名誉毀損行為」といえるためには、「人格的価値について社会から受ける客観的な評価を低下させる内容の事実」が摘示されることが必要であると判示している。そして、本件機関紙の記載にこのような内容の事実が摘示されているか否かを判断して、結論として「不法行為を基礎付けるに足りる名誉毀損行為」はないと判断している。したがって、本判決は、「社会的評価の低下」を否定した判決であるといえる。

これを前提として、次に、ここで示されている判断は、「不法行為を基礎付けるに足りる名誉毀損行為」といえるためには、したがって、「社会的評価の低下」があるといえるためには、問題表現において「反社会的・反倫理的行為等がなされた事実」が摘示されること、ないしは通常人が問題表現行為からそのような事実があると帰結し得ること、が必要であるということである。この判断については二つの点が注目される。まず、名誉毀損の判断の対象として取り上げるべき表現について、本件機関紙に記載された事実の摘示とその事実に対するE協会の意見（評価）を全体として取り上げるのではなく、摘示されている「事実」のみに限定してこれを取り上げているということである。そして、次に、「社会的評価の低下」が生じるといえるためには、その取り上げた事実が「人格的

価値について社会から受ける客観的な評価を低下させる内容の事実」であることを要するとしながらも（この点は従来の判例・通説と同様の見解である。）、その具体的内容を「反社会的・反倫理的行為等がなされた事実」と限定していることである。⁽²⁾ 本判決は、「社会的評価の低下」をもたらし表現について、このように二重の意味で限定的に捉えている点において極めて特徴的（あるいは特殊的）である。そして、その結果、本判決は、本件機関紙に記載された事実は、「控訴人Aが、二度にわたり主務官庁宛てに被控訴人Eに対する指導等を要請する文書を送付した」とおよび「B県支部の正当な支部長である……Fを差し置いて、支部長代行の肩書で支部協議会申請をするなど」したことであり、このような事実を摘示したことは、「それ自体としては何等反社会的・反倫理的行為等がなされたとの事実を摘示するものではない」ということから、「不法行為を基礎付けるに足りる名誉毀損行為と認めめることはできない」（＝「社会的評価の低下」はない）としている。しかし、このような処理の仕方については、一定の事実を前提とした意見・論評による名誉毀損を認めている従来の判例との対比において、疑問が残る。すなわち、本件機関紙には「控訴人Aが二度にわたり主務官庁宛てに被控訴人E協会に対する指導等を要請する文書を送付したことが、被控訴人E協会の名誉（主務官庁に対する信用を含む。）を著しく汚す行為に該当すること、また、控訴人Aが、B県支部の正当な支部長である……Fを差し置いて、支部長代行の肩書で支部協議会申請をするなどB県支部を混乱に陥れていること」が記載されている。つまり、「主務官庁宛てに……E協会に対する指導等を要請する文書を送付した」という事実を摘示して、「E協会の名誉……を著しく汚す行為」をしているというE協会の意見（本判決の表現では「評価、判断」が述べられており、また、「支部長代行の肩書で支部協議会申請をする」という事実を摘示して、「B県支部を混乱に陥れている」というE協会の意見が述べられている。したがって、これらの記載は、一般の読者の通常の注意と読み方を基準として判断すれば、一定の事実を前提とした意見表

明として、Aの「社会的評価の低下」をもたらさしうるものと判断できるのではないか。そうすると、従来の判例の見解からすれば、ここでは、一定の事実を前提とした意見・論評による名誉毀損の成否が判断されるべきであり、その判断基準を示す最判平成九年九月九日の法理³⁾の適用が考えられてしかるべきであったといえる。しかし、本判決は、そのような対応をせず、先に述べたように、「社会的評価の低下」の判断の対象を、摘示された（あるいはそのように帰結しうる）「事実」のみに限定して、しかも、その「事実」が「反社会的・反倫理的行為等がなされたとの事実」である場合に限って、「社会的評価の低下」が生ずること（違法な名誉毀損行為である）を認めることができるという判断基準のもとに、これらの記載による名誉棄損を否定している。つまり、Aが二度にわたる主務官庁宛てにE協会に対する指導等を要請する文書を送付したことが「E協会の名誉を著しく汚す」との記載や、Aが支部長代行の肩書で支部協議会申請をして「B県支部を混乱に陥れている」との記載が、「いずれも被控訴人E協会が自己の立場から上記摘示事実に対する評価、判断を示したものにすぎず、「上記摘示事実を超える具体的な非違行為が存することを示唆するものではない」ということから、「社会的評価の低下」を否定している。ここでは、「E協会の名誉を著しく汚す」との記載や「B県支部を混乱に陥れている」との記載を事実摘示のレベルで取り上げており、これらの記載は「反社会的・反倫理的行為等がなされた事実」を摘示（あるいは示唆）するものではないということから、「社会的評価の低下」を否定したのである。本判決の判断は、この点において、先に述べたように、極めて特徴的（あるいは特殊的）であるということができるのである。

次に、名誉感情侵害についてであるが、本判決は、次のように判示してこれを否定している。すなわち、「仮に、名誉感情が不法行為の保護法益となるとしても、控訴人……の主張する被控訴人の表現内容が著しく下品、侮辱的、誹謗中傷的であるなど、社会通念上は認し得ない内容であると認めることはできないから、名誉感情の侵害行為と

しての違法性を肯定することもできない。」本件機関紙の記載が「下品、侮辱的、誹謗中傷的であ」ったとすれば、その対象者Aについて「名誉感情の侵害」が生ずるであろうし、そして、その「下品、侮辱的、誹謗中傷的である」度合いが「著しく」、「社会通念上は認し得ない」場合には、不法行為としての名誉感情侵害が成立するという判断を示しているものと考えられる。しかし、本判決におけるこの点についての具体的判断はあいまいである。本件機関紙には、「控訴人Aが二度にわたり主務官庁宛てに被控訴人E協会に対する指導等を要請する文書を送付したことが、被控訴人E協会の名誉……を著しく汚す行為に該当する」、また、「控訴人Aが、B県支部の正当な支部長である……Fを差し置いて、支部長代行の肩書で支部協議会申請をするなどB県支部を混乱に陥れている」といった記載がなされているので、「誹謗中傷的である」といえるのではなからうか（本判決では、AがE協会から「強く非難されている」と判示されている）。しかし、この「誹謗中傷」（本判決の表現では「非難」）が「著しく」、「社会通念上は認し得ない内容」であるとはいえないのであれば、このような記載による名誉感情侵害を認めることはできないとする結論は正当といえよう。本判決は、本件機関紙の記載が「著しく……誹謗中傷的……内容であると認めることはできない」と判示しているが、控訴人Aの地位（B県支部の事務局長）やE協会あるいはB県支部における立場を考えると、「社会通念上は認し得ない内容である」といえる場合もなくはないと考えられるので、この点についても少し突き詰めた検討が必要だったのではないかと考えられる。

なお、本判決は、そもそもにおいて、名誉感情侵害を不法行為として認めること自体についてかなり消極的な態度をとっているとの印象を受ける。というのは、本判決は、名誉感情侵害の判断を行っているものの、「仮に、名誉感情が不法行為の保護法益となるとしても」という仮定の上での判断であることを明示しており、しかも、その判断の前提として、「控訴人らは、名誉感情を侵害されたとして、不法行為を主張するが、不法行為の被侵害利

益としての名誉とは、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価のことであり、人が自己自身の人格的価値について有する主観的評価、すなわち、名誉感情は含まないものと解され、同主張は採用できない」と判示しているからである。もちろん、法的意義における名誉に「名誉感情」が含まれないことについては判例の明示するところであるが、名誉感情が法的保護の対象となることも判例の明示するところであり、しかも、本件において控訴人（原告）は、名誉毀損とともにこれとは別個に名誉感情侵害（による不法行為）を主張しているのだから、「不法行為の被侵害利益としての名誉とは、……名誉感情は含まない」として、「同主張は採用できない」とするのは議論がかみ合っていない感がある。本判決がこのような判示をしているところをみると、次のような理解が可能であると考えられる。すなわち、名誉感情侵害は名誉毀損が成立する場合にそこに包含されており、不法行為の成否に関して、原則として名誉毀損から切り離して名誉感情侵害を独立して判断する意味はないという理解である。つまり、本判決は、名誉毀損と名誉感情侵害との関係について、基本的には、名誉感情侵害は名誉毀損（「社会的評価の低下」）によって精神的苦痛を生ぜしめられることであると理解していると捉えることができる。もちろん、本判決は、「仮に」ということで検討しているように、名誉毀損が成立しない場合であつても、「表現内容が著しく下品、侮辱的、誹謗中傷的であるなど、社会通念上是認し得ない内容である」場合には名誉感情侵害が成立しうることを認めている。しかし、本判決を上記のように捉える場合には、名誉感情侵害は、名誉毀損（「社会的評価の低下」）が成立しない場合には、その成立は原則として認められず、例外的かつきわめて限定的な形でしか認められないものと解される。

以上、本判決では、まず、「社会的評価の低下」が認められるのは、問題表現において「反社会的・反倫理的行為等がなされたとの事実」が摘示されている（あるいは、摘示されていると帰結しうる）場合であり、他の裁判例

と比べて、かなり限定的であるといえる。他方、名誉感情侵害が認められる場合もかなり限定的であり、とりわけ「社会的評価の低下」が認められず、かつ、問題表現が「著しく下品、侮辱的、誹謗中傷的であるなど、社会通念上は認し得ない内容である」と認められる場合に限られるものと解される。本判決においては、形式上は、両者の判断はそれぞれ別個になされているが、実質的には、名誉の毀損(「社会的評価の低下」)が認められない場合には、原則として名誉感情侵害も認められないとの関係性が見られるのであり、しかも、「社会的評価の低下」の判断についても名誉感情侵害の判断についても、かなり限定的な立場に立つものであり、この点においてかなり特徴的(あるいは特殊的)であるということができるものであった。

(ii) 東京地判平成一七年二月二七日LEX/D B文献番号二八一―一二三三三

本件は、テレビ番組において、代理母出産により子どもをもうけた原告が、講演で「生みの親より育ての親。」「分婉しただけの人が親といえるでしょうか。」「と述べて、自ら子どもを分婉した者だけしかその子どもの親と認めない法務省を批判したなどと放送されたこと(以下、本件放送という。)について、本件放送は原告の名誉を毀損するか又は名誉感情を侵害するものであると主張して、被告(テレビ局)に対して、謝罪広告とともに慰謝料を請求したというものである。

具体的には原告は次のように主張している。『生みの親より育ての親。』『分婉しただけの人が親といえるでしょうか。』との原告の発言部分を殊更に前後の脈絡を無視して抽出・編集し、テロップを付して放送したことにより、実子と認めてほしい原告が実子と認めない法務省を批判しているとの印象、また、原告が一般的に女性の分婉を軽視しているとの印象を与えるものであり、このような事実を摘示しているということが出来る。／…：そして、原告がタレントであることを考慮すると、このような視聴者の共感を得られないような印象を与える事実を摘示する

ことは、原告に対する社会的評価を低下させるものといふべきである。実際、本件放送を視聴した者から原告のホームページ上に『人間失格』などと非難する多数の電子メールが送信された。／以上、本件放送は、原告の名誉を毀損するものである。仮にそうでないとしても、本件放送は原告の名誉感情を侵害するものである。」

原告の主張においては、原告の「社会的評価の低下」をもたらす事実として「視聴者の共感を得られないような印象を与える事実」が本件放送において摘示されたとして、二つの事実が取り上げられている。しかし、本判決は、原告が主張するような事実が「視聴者の共感を得られないような印象を与える事実」であるか否かという判断をすることなく、そのいずれの事実についても、次のように判示して、それによる「社会的評価の低下」を否定している。まず、本件放送において「実子と認めてほしい原告が実子と認めない法務省を批判しているとの印象」を与える事実が摘示されているとの主張については、「その内容に照らすと、原告がタレントであることを考慮しても、原告の社会から受ける客観的な評価を低下せるものとはいえない」としている。この点に関する原告の主張は必ずしも明らかではない。原告が自己の要望を受け入れられないことを理由に法務省を批判していると放送されることは、「視聴者の共感を得られないような印象を与える事実」だから、原告が視聴者の人気に支えられているタレントであることからするとその人気を低下させるため、「社会的評価の低下」をもたらすと主張しているようである。大雑把に言えば、原告が自分の要望を法務省が受け入れないことを理由に法務省を批判しているのはけしからないと視聴者が受け止めるから、このような事実の摘示は「視聴者の共感を得られないような印象を与える事実」を摘示することであり、原告のタレントとしての人気の低下をもたらさうするため、「社会的評価の低下」があると主張していると解される。しかし、そもそも原告が法務省を批判していたという事実の摘示が「視聴者の共感を得られないような印象を与える事実」の摘示といえるのか、そして、これを肯定できるとしても、「視聴者の共感を得ら

れないような印象を与える事実」が摘示されたからといって、その具体的内容を問わず、「人格的価値に対する社会的評価の低下」が生ずるといえるかについては疑問であると言わざるをえない。原告のように考えるのは、そのタレントとしての人気（評判）とその「人格的価値に対する社会的評価」を同一視するものであり、適切な理解とはいえないと考えられる。「社会的評価の低下」をいうのであれば「視聴者の共感を得られないような印象を与える事実」が摘示されたか否かということではなくて、まさに「人格的価値に対する社会的評価の低下」をもたらすような事実が摘示されたか否かということを取り上げるべきであろう。つまり、「自ら子どもを分婉した者だけしかその子どもとの親と認めない法務省を批判した」という事実が、「視聴者の共感を得られないような印象を与える事実」といえるか否かが問題なのではなく、原告の「人格的価値に対する社会的評価の低下」をもたらすような事実であるといえるのかいうことを直接に問題にすべきなのである。おそらく、本判決は、このように考えたうえで、「視聴者の共感を得られないような印象を与える事実」であるか否かということには触れることなく、「その内容に照らすと、……原告の社会から受ける客観的評価を低下させるものとはいえない」と判示したものと解される。確かに、「自ら子どもを分婉した者だけしかその子どもとの親と認めない法務省を批判した」とテレビ放送される（事実摘示される）ことによって、原告について否定的な感想（反感）を持つ視聴者が出てくることは推察できるが、だからといって、原告の「人格的価値に対する社会的評価の低下」をもたらすといえるかといえば、法律上の母子関係の認定について法務省を批判したというだけでは、そのようには考えられないであろう。もちろん、原告がなした批判の内容によっては、その批判が「視聴者の共感を得られないような印象を与える事実」であるといえると同時に、その「人格的価値に対する社会的評価の低下」をもたらすといえる場合もあると考えられるが、「視聴者の共感を得られないような印象を与える事実を摘示することは、原告の社会的評価を低下させるもの」といべきで

ある」という原告の主張は、先ほど述べたように、原告の人格的価値に対する「社会的評価の低下」の有無を判断すること、原告のタレントとしての人気（評判）の低下の有無を判断することと同視しているものであり、認め難いといわざるをえない⁽⁷⁾。ただ、本判決が、原告の「社会的評価の低下」を否定するにあたって、「原告がタレントであることを考慮しても」と判示しているところからすると、原告のような考え方をまったく排除するものではないとも考えられる。「社会的評価の低下」を判断するにあたって、問題表現の対象者の「社会での地位・立場」を考慮に入れることは、他の裁判例においても見られるところであるから、このような見解に従えば、「原告がタレントであることを考慮して」、その「社会的評価の低下」の有無を判断することもありうると考えられるからである。しかし、このように解しても、本判決のいう「原告の社会から受ける客観的評価」は、原告の主張する「社会的評価」、つまり、タレントとしての人気とは異なると考えざるをえない。本判決が、「原告の社会から受ける客観的評価」の低下を否定する判断にあたって、原告がタレントであるということとをどのように考慮したのかは明らかではないが、原告がタレントとして多くの視聴者の人気に支えられて活動しているということも考慮に入れても、原告が法務省を批判したというテレビ放送がその「社会から受ける客観的評価」を低下させるものではないと判断したのであろう。そうすると、本判決が原告の「社会的評価の低下」を否定したのは、原告が母子関係の認定について法務省を批判したとの事実摘示がそもそも「人格的価値に対する評価」を低下させるものではないと判断したと捉えざるをえないと考えられる。

続いて、本件放送において「原告が講演で『生みの親より育ての親。』『分婉しただけの人が親といえるでしょうか。』と発言したとの事実」が摘示されたことについてであるが、本判決は、まず、このような意見表明をしたという事実の摘示が意見表明者の「社会的評価の低下」をもたらし否かの判断基準として、次のように判示してい

る。「ある人が一定の見解を表明したとの事実を摘示することは、「一」当該見解の内容が、犯罪など法律上許されない行為を支持・推奨するものであるとか、社会の一般人にとって不快・嫌悪の情を催すものであるなど、一般に支持を得られないようなものである場合や、「二」意見表明者が既にこれとは異なる見解を有する者としての社会的な評価が定着しているのに、それとまったく異なる意見を表明したと摘示する場合などには、当該意見表明者に対する社会的評価を低下させるものというべきである。」そして、この基準のもとに、原告の上記「発言に続けて、アナウンサーが『タレントのAさんは、二五日に行われた講演でこのように述べ、自分が分婉した子供だけしか実子と認めない法務省を批判しました。』と原稿を読み上げている。これらに照らすと、一般の視聴者の注意と視聴を基準としても、『分婉しただけの人が親といえるでしょうか。』との発言は、分婉者を蔑視するものではなく、分婉よりも養育を重視すべきであるという趣旨の意見の表明と理解されるものである。／したがって、このような意見表明が社会の一般人にとって、不快・嫌悪の情を催すものであるとまでは断定できない……。／……もとより、法律上の母子関係をいかに規律していくべきかという問題については、未だに社会的なコンセンサスが形成されているとはいい難く、このような意見が分かれる問題について、一定の見解を示すことは、反対の立場から批判を受けることがあり得るところであり、現に原告に対しても批判のメールが届いていることが認められる……。しかし、ここに示された見解は、それ自体一つの見解であり、このような見解を表明すること自体は、格別不名誉なことではなく原告の社会的評価を低下させるものと断ずることはできないというべきである(反対の意見の者から批判を受けたからといって、そのことが直ちに原告に対する社会的な評価の低下に結びつくものではない。)^④。」「ここでは、原告が講演で「分婉しただけの人が親といえるでしょうか。」などと発言したところを編集・加工してテレビ放送したことが、「原告が一般的に女性の分婉を軽視しているとの印象を与える」事実を摘示したものであり、原告の

「社会的評価の低下」をもたらすといえるか否かが問題とされている。本判決は、「一般の視聴者の注意と視聴を基準」とすると、本件放送は、原告の発言をして、一般の視聴者に対して、「分娩よりも養育を重視すべきであるという趣旨の意見の表明と理解されるものであり（一般的に女性の分娩を軽視している）」との印象を与えるものではなく、「社会の一般人にとって不快・嫌悪の情を催すものである」とはいえないとして、原告の「社会的評価の低下」を否定している^⑩。つまり、本件放送における事実摘示が、法律上の母子関係の認定について「分娩よりも養育を重視すべきであるという趣旨の意見」を原告が表明していると理解されるものである以上、本判決の判断基準に従えば「社会の一般人にとって不快・嫌悪の情を催すもの」ではないということと「社会的評価の低下」を否定することになる。そして、その実質は、むしろ、原告の「人格的価値についての評価」を低下させるものではないとして、「社会的評価の低下」を否定したものと解すべきである。

次に、名誉感情侵害についてであるが、本判決は、本件放送によつて原告について名誉感情侵害が成立するか否かを具体的に判断しているわけではなく、次のように判示して、その成立を否定している。「原告は名誉毀損のほかに、名誉感情の侵害を主張するが、本件摘示事実が原告の名誉を毀損するものでないことは前記のとおりである上、その表現にも格別侮蔑的なものはないから、本件放送が原告の名誉感情を侵害するものではない。」この判示は、原告が「本件放送は、原告の名誉を毀損するものである。仮にそうでないとしても、本件放送は原告の名誉感情を侵害するものである」として、名誉感情侵害の根拠を明示することなく、その成立を主張しているのに対応した形で、簡単に「本件摘示事実が原告の名誉を毀損するものでない……上、その表現にも格別侮蔑的なものはない」ということで、名誉感情侵害を否定している。しかし、「名誉を毀損するものでない……上、その表現にも格別侮蔑的なものはない」として、名誉感情侵害を否定しているところを見ると、名誉の毀損（社会的評価の

「低下」がない場合には、原則として、名誉感情侵害もないという前提のもとに、例外的に、格別に侮蔑的な表現が用いられている場合であれば、名誉感情侵害が成立するという見解が示されていると解される。「社会的評価の低下」をもたらさない表現においても、格別に侮蔑的な表現が用いられている場合には名誉感情侵害が成立しうることについては、他の裁判例においても指摘されているところである。^① そうすると、「社会的評価の低下」における精神的側面での加害を「名誉感情の侵害」であると捉えることになると考えられる。なお、「名誉感情の侵害」は「社会的評価の低下」をもたらす表現からも生じうるが、「社会的評価の低下」をもたらす表現からのみ生ずるわけではない。抽象的文言による中傷や揶揄など「社会的評価の低下」を必ずしもたらすわけではない種々の表現によっても生じうる。他方、「社会的評価の低下」が、結果として名誉毀損を成立させるだけではなく、同時に「名誉感情の侵害」はもちろん、名誉感情侵害をもたらすこともよくありうることである。ただ、名誉毀損(「社会的評価の低下」)があるから当然に「名誉感情の侵害」ないし名誉感情侵害があるとはいえない。人の人格的価値に対する「社会的評価の低下」と「主観的評価の低下」とは、同一表現によって生じうるとしても、常に同時に生じるものではないからである。とすれば、本判決においては、本件放送について「名誉の毀損」が成立せず、かつ、「格別侮蔑的なものはない」から、名誉感情侵害も成立しないとすることはなく、不法行為たる名誉感情侵害の内容に従って正面から判断を加えるべきであったと考えられる。たとえば、原告が、本件放送について「原告が一般的に女性の分婉を軽視している印象を与えるもの」であると受け止め、これによって精神的苦痛を覚えるような事情がある場合には、「名誉感情の侵害」は認められるので、それが「社会通念上許される限度を超える」ものであるか否かを原告がタレントであることなども考慮に入れて、具体的に判断すべきであると考えられる。^② ただし、本判決が、本件放送の表現において「格別侮蔑的なものはない」ということから名誉感情侵害も成立しないと判断し

ていることについては、名誉感情侵害は表現態様によって判断するという見解に立っていると捉えることもできる。¹³⁾このように捉える場合には、本判決は、「社会的評価の低下」は表現内容によって判断し、これが認められない場合に、名誉感情侵害が表現態様によって判断するという姿勢を採っていると捉えることになる。

(iii) 東京地判平成一八年一月一八日判時一九四六号五五頁、LEX/DB文献番号二八一二五二三

本件は、被告Y出版社発行の週刊誌に掲載された、AらによるX₂(大手新聞社X₁の代表取締役社長)の逮捕監禁事件の記事(以下、本件記事という)が、X₂に対する名誉毀損そして名誉感情侵害に当たるとして損害賠償請求などがなされたというものである。この逮捕監禁事件の概要は次の通りである。Aほか六人は、X₂(当時七〇歳)をその自宅近くで捕まえて無理やり自動車に押し込め、約二時間にわたって監禁し、その間、X₂の両手首および両足首を粘着テープで縛った上、着衣を脱がせて全裸にし、X₂が男性とわいせつな行為に及んでいるように見せかけるため、Aらのうちの一人がX₂に対しわいせつな行為に及ぶ仕草(以下、本件仮装同性愛行為という)をし、その姿態をAがポラロイドカメラ等で写真撮影し、「X₁の社長を辞任しないと、この写真を世間にばらまく。」などと脅迫を加えたというものである。本件記事について名誉毀損および名誉感情侵害の両者が重ねて主張された部分は次の通りである。すなわち、「特集」『X₁社長拉致』で新聞が書けなかった『社内抗争』と『ホモ』写真』という見出し(以下、本件見出しという)、「両手両足をガムテープで縛られ、素っ裸にされたX₂は、そこに横倒しにされた。そうして撮られた写真は、男同士が絡み合っているように見えるのです」という記事(以下、本件記事①という)、そして、「実は、このとき彼らはX₂を裸にただけではありません。犯人の一人が自ら服を脱ぎ、X₂に迫るポーズをとっていたらしい。いかにもX₂がホモであるかのような写真に見せるためでした。」という記事(以下、本件記事⑥という)である。

名誉毀損に関して、X₂は、まず、本件見出しについて次のように主張している。すなわち、「本件見出しの中の『新聞が書けなかった…ホモ写真』との記載は、X₂が男性同性愛者であり、それを裏付ける写真が存在するとの事実……を摘示している」ため、X₂の「社会的評価の低下」が生じた。本判決はこれを否定して、次のように判示している。すなわち、『ホモ写真』については、男性同性愛行為を撮影した写真の存在を暗示するものではないが、それ自体として、X₂が同性愛者であることを摘示するものとはいえない。／そして、本件見出しは、本件記事の本文を併せ読めば、……本件犯行において、Aらは、X₂を男性同性愛者であるかのように仮装して写真を撮影し、それをばらまくと脅迫してX₂に社長退任を強要した事実、……「このような」犯行内容の詳細が、新聞によっては報道されなかったとの事実と言及したものであることが明らかである。／よって、本件見出しは、これを本件記事の本文と併せ読んだときにX₂らの社会的評価を低下させるものということはできない。」本判決が、本件見出しの中に「X₁社長拉致」・「ホモ写真」という文言が用いられているというだけでは、X₂が主張するように「X₂が男性同性愛者であり、それを裏付ける写真が存在するとの事実……を摘示している」と解することはできない、つまり、「X₂が同性愛者であることを摘示するものとはいえない」と判示したのは、一般読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、当然のことといえよう。⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾ 本件見出しは、「人格的価値に対する評価の低下」をもたらず表現ではないということである。

続いて、本件記事①および本件記事⑥（以下、両者をあわせて、本件記事という。）についてであるが、X₂は、これらの記事について、「本件犯行において、本件仮装同性愛行為が行われた事実を摘示している」として、「社会的評価の低下」を主張している。しかし、本判決は、これらの記事について「本件犯行におけるX₂の被害態様を指示するものであり、何らX₂らの社会的評価を低下させるものではない」と判示している。これらの記事は、その記

載からして、一般読者の普通の注意と読み方に従って判断すれば、X₂が主張するような「仮装同性愛行為が行われた事実を摘示」するものではないことは明らかである。そうであれば、「本件仮装同性愛行為が行われた事実を摘示している」から「社会的評価の低下」ありとするX₂の主張が否定されるのは当然であると考えられる。ここでも、先に本件見出しについて論じたのと同様に、本件記事は、原告がその内容について理解するところとは異なり、一般読者の普通の注意と読み方に従って判断すれば、「社会的評価の低下」はもちろん「人格的価値に対する評価の低下」ももたらす表現ではないということである。

次に、名誉感情侵害についてであるが、X₂は次のように主張している。「本件見出しは、X₂が男性同性愛者であり、X₂が同性愛者であることを示す新聞が書けなかった程の恥ずかしい写真が存在するとの印象を一般公衆に与えるものである。そして、新聞が書けなかった『ホモ写真』という表現によって、男性同性愛者に対する否定的な評価を強調し、同性愛者というX₂の性的嗜好を摘示して、X₂に対する軽蔑の念を表示するものであって、X₂に対する差別的な人格攻撃そのものであり、少なくとも、X₂の名誉感情を侵害した。」⁽¹⁶⁾これに対して、本判決は、まず、名誉感情侵害が成立する基準を次のように判示している。「名誉感情も法的保護に値する利益であり、表現態様が著しく下品ないし誹謗中傷的であるなど、社会通念上許される限度を超える侮辱行為は、不法に人格権を侵害する行為として、慰謝料請求の事由となる。」そして、本件記事や本件見出しは、「X₂を同性愛者として侮辱したものでないことは明らかである」ということから、名誉感情侵害を否定している。本判決は、先に名誉毀損の判断において、本件見出しについて「X₂が同性愛者であることを摘示するものとはいえない」と判断しているため、このような判示をしたものと考えられる。しかし、まず、本件見出しについてこのように判断したのは、一般読者の受け止めを基準としたものであるから、対象者（原告）自身がどのように受け止めるかが問題となる「名誉感情の侵害」の有

無の判断に当然に用いることはできないと考えられる。次に、本判決が、名誉感情侵害を成立させる侮辱行為というものの内容を具体的に示しながら、これを用いることなく、単に結論として「X₂を同性愛者として侮辱したものである」と明らかなのである」と判示していることは理解しにくい。X₂を侮辱する行為がないから名誉感情侵害が成立しないというのであれば、名誉感情侵害を成立させる侮辱行為というものの内容を具体的に示す必要はないからである。したがって、このような具体的な判示するのであれば、「名誉感情の侵害」があるか否か、そして、その侵害が「社会通念上許される限度を超える侮辱行為」であるか否か、という判断をすべきであると考えられる。そうすると、本件においては、X₂は、本件見出しをもって「男性同性愛者に対する否定的な評価を強調し、同性愛者というX₂の性的嗜好を摘示して、X₂に対する軽蔑の念を表示するもの」であるから「少なくとも、X₂の名誉感情を侵害した」と主張しており、X₂が本件見出しによってこのように受け止めている以上、「名誉感情の侵害」はあったということではできると考えられる(また、一般的にもこの点は認められるものと考えられる)。したがって、問題は、本件見出しに用いられた記載をもって「表現態様が著しく下品ないし誹謗中傷的であるなど、社会通念上許される限度を超える」ものといえるか否かということである。そして、本件見出しは、先に見たように、「『特集』『X₁社長拉致』で新聞が書けなかった『社内抗争』と『ホモ』写真」という記載だから、これをもって「表現態様が著しく下品ないし誹謗中傷的であるなど」とはいえないから、「社会通念上許される限度を超える」ものとはいえないという判断が示されるべきであったと考えられる。もちろん、本判決が判示しているように、本件見出しが「X₂を同性愛者として侮辱したものでないことは明らかである」のであれば、侮辱行為そのものがないことも明らかであるから、本判決が示した判断基準からしても名誉感情侵害が否定されるのは当然であったといえなくもないが、先に述べたように、判断基準と結論との関係が分かりにくいのである。本件記事によってX₂が「屈辱的な精神

「社会的損害」を受けたことは認めることができるが、これを名誉感情侵害によるものと捉えることには無理があったといえよう^①。なお、本判決は、名誉感情侵害が成立するためには、「社会通念上許される限度を超える侮辱行為」が必要であるとしており、従来の裁判例と同様の立場に立つものと考えられるが、その内容として「表現態様が著しく下品ないし誹謗中傷的である」ということを挙げている。この判示の仕方からすると、本判決は名誉感情侵害の判断においては、表現態様に着目しているものと考えられる。そうすると、「人格的価値に対する評価の低下」をもたらずものではないということから「社会的評価の低下」を否定していることを併せて考えると、本判決もまた、「社会的評価の低下」は表現内容によって、名誉感情侵害は表現態様で判断するという考えが見られるといえよう。

(iv) 東京地判平成二四年一月二九日LEX/D B文献番号二五四九七三四七

本件は、インターネット上の電子掲示板になされた投稿（以下、本件投稿という。）によって名誉および名誉感情を侵害されたとする原告（医療関連業務請負会社の代表取締役）が、経由プロバイダーである被告に対し、プロバイダー責任制限法四条一項に基づき、本件投稿をした者の発信者情報の開示を求めたものである。問題とされた投稿は複数あるが、そのうちのひとつに「自社従業員のふがいなさを公言したり、能無し管理職への暴言はいささか思いつがりの感があります。」との記載（以下、本件記載という。）があった。これについて、原告は次のように主張している。「本件投稿を全体としてみれば、その主体が『社長』であることは明らかである。そして、かかる記載は、原告が自社従業員の不甲斐なさを殊更に述べたり、管理職に向けて『暴言』を吐いた事実が存在するかのような誤った印象を抱かさせるものであり、原告の社会的評価を低下させるとともに、原告が上場会社の社長に相応しくない人物であることを示すことにより、原告の人格的価値を否定し、社会通念上許容される限度を超えて、原告の名誉感情を侵害しているといえる。」

本判決は、名誉毀損に関して、次のように判示して「社会的評価の低下」を否定している。まず、本件記載の内容についての理解として、「前後の記載内容を踏まえれば、原告が、原告会社の従業員の不甲斐なさを外部に表明したり、能力が十分でない管理職従業員に対して、厳しい発言をしているとの事実を摘示するとともに、かかる事実を踏まえて、原告の行為を行き過ぎであるとして批判したものと認められるところ、前記批判に係る部分は、意見又は論評に属するものといえることができる」としている。そして、これを前提として、「企業の代表者が、自らの従業員の不甲斐なさを外部に表明したり、能力が十分でない管理職従業員に対して、厳しい発言をすることができ、単に企業の代表者が、自らの従業員ないし管理職従業員に対して、叱咤激励したものと評価することができ、必ずしも原告の社会的評価を低下させるものとはいえない。」そして、「思い上がりの感があります」という批判については「意見または論評として相当な範囲を逸脱するものとははいえない」としている。⁽¹⁸⁾次に、名誉感情侵害についても、これを否定して次のように判示している。本件記載の「内容に係る表現は、若干穏当でない部分もあるものの、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるとは認められず、原告の名誉感情を違法に侵害したものとはいえない。」

名誉毀損に関しては、原告としては、本件記載において、自己が社長であるにもかかわらず、自社の「従業員の不甲斐なさを外部に表明したり、能力が十分でない管理職従業員に対して、厳しい発言をしているとの事実」を摘示されたことよって、社長としての人格的価値に対する否定的な評価が社会にもたらされた、つまり、「社会的評価の低下」が生じたと考えたのである。しかし、本判決は、本件記載の意味内容の理解として、(一般の読者の通常の注意と読み方を基準とすれば)代表取締役たる原告が「自らの従業員ないし管理職従業員に対して、叱咤激励したものと評価することができ」とし、本件記載によって原告の「社会的評価の低下」が必ずしもたら

されるものではないと判断している。原告が自社の「従業員の不甲斐なさを外部に表明したり、能力が十分でない管理職従業員に対して、厳しい発言をしているとの事実」が摘示されても、そのことのみによって原告の「社会的評価の低下」が生ずるとは考えにくいと言える。しかし、本判決が「社会的評価の低下」を否定した理由は必ずしも明らかではない。すなわち、「従業員の不甲斐なさを外部に表明したり、能力が十分でない管理職従業員に対して、厳しい発言をしている」ことが、「叱咤激励」であると評価することができるとしても、そのことから、なぜ「社会的評価の低下」が生じないといえるかについて明らかではないのである。本件記載において原告が「従業員の不甲斐なさを外部に表明した」とか、「能力が十分でない管理職従業員に対して、厳しい発言をしている」という事実のみが摘示されたことをもって、原告が部下への思いやりを欠く人物あるいは度量の狭い人物であるといった、「上場会社の社長」としての「否定的な（人格）評価」が社会に流布していくとは考えられない。この限りでは、本判決が「社会的評価の低下」が生じないと判断したのはもつともであるといえる。そして、原告の「社会的評価の低下」が生じるとすれば、「従業員の不甲斐なさを外部に表明したり、能力が十分でない管理職従業員に対して、厳しい発言を」する際の、その内容や態様が具体的にどのようなものであったか、そして、そのような行為がなされるにいたった理由が何かということなどが、少なくとも本件記載に表現されていた場合であると考えられる。このような「表明」・「発言」が従業員らの人格を傷つける内容・態様のものであった場合、あるいは、それが原告の気儘になされているような場合には、そのような「表明」・「発言」をする者であると表現されれば、「社会的評価の低下」が生じることはありうるだろう。しかし、本判決のように、「表明」・「発言」の目的がどのようなものであったか、本件でいえばそれが「叱咤激励」であったということが「社会的評価の低下」を否定する理由にはならないと考えられる。したがって、本判決が、原告が「表明」・「発言」をなしたことを「叱咤激励」と評

価値することによって、「表明」・「発言」があつたとの事実を摘示されても「社会的評価の低下」をもたらしものではないと判断したことについては疑問が残るといえる。先ほど触れたように、「表明」や「発言」の具体的な内容・態様によっては、それが表現されることを通じて、原告が「部下への思いやりを欠く」とか「度量の狭い」といった人格的価値に対する否定的評価が問題になりうるといえるからである。しかし、この点について具体的な表現がなされていない以上、「表明」や「発言」があつたというだけの事実の摘示をもっては「社会的評価の低下」のあつたことが否定されるのは、妥当な判断であるといえよう。そもそも、「表明」や「発言」があつたというだけの事実の摘示は、「人格的価値についての評価の低下」をもたらしものではないのである。

次に、名誉感情侵害に関してであるが、ここでは本件記載に対する対象者(原告)の認識が問題になるから、原告が「自社従業員のふがいなさを公言したり、能無し管理職への暴言¹⁹⁾を吐いたとの事実を摘示されたことによつて、部下への思いやりを欠く人物あるいは度量の狭い人物であるといった評価が自らに突きつけられたと受け取り、さらに、この「公言」・「暴言」について「思ひ上がった感があります」という批判がなされていることにより、自己の人格に対する否定的な評価が加えられたと受け取ることによつて、原告は名誉感情を侵害されたと受け止めていると考えられる。原告の主張によれば、本件記載によつて「原告が上場会社の社長に相応しくない人物であることを示すことにより、原告の人格的価値を否定し」、これによつて名誉感情侵害がなされたということになる。もちろん、本件記載が「原告が上場会社の社長に相応しくない人物であることを示す」ものであるといえるかについては疑問なしとしないが、いずれにせよ、本判決が判示しているように「若干穏当でない部分」があると判示されていることからしても、本件記載によつて原告について「名誉感情の侵害」が生ずることは認められるであろう。とりわけ、原告自身が「公言」や「暴言」をした事実がないと思つている場合には、そのように考えられる。そう

すると、これに続いて、本件記載によって原告の「名誉感情の侵害」が「社会通念上許される限度を超えて」いるか否かが問題となるはずであるが、本判決では、この点についての具体的判断は示されることなく、「社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるとは認められず、原告の名誉感情を違法に侵害したものとはいえない」と判示されているだけである。この点については判断の理由を示すまでもないということであろう。

本判決は、本件投稿において「暴言」という語が用いられていることについては（原告はこの語が用いられていることを問題として意識しているようであるが）、何も触れていない。そして、「思いがりの感があります」との批判については、「意見又は論評としての相当な範囲を逸脱するものとまではいえない」と判示しており、そうであれば、同時に「社会通念上許される限度を超える侮辱行為」に当たらないというのは当然のことであろう。また、原告が「自社従業員のふがいなさを公言したり、能無し管理職への暴言」を吐いたという事実のみを摘示しても、これのみでは「社会通念上許される限度を超える侮辱行為」に当たらないといえる。そうすると、本件記載において「公言」・「暴言」があったとの事実摘示およびこれに基づく「思いがりの感がある」との批判により、原告についての「名誉感情の侵害」は認められるとしても、(iii)の東京地判平成一八年一月一八日の表現を借りれば、「表現態様が著しく下品なしい誹謗中傷的でないかぎりには、「社会通念上許される限度を超える侮辱行為」であることが否定される（したがって、名誉感情侵害が否定される）ということであろう。しかし、原告としては、本件記載における「公言」・「暴言」があったとの事実摘示、そして、それらに基づく批判によって、「上場会社の社長に相応しくない人物」として「自己の人格的価値」が否定されたと受け止めているのだから、原告の事情も考慮したうえで、「社会通念上許される限度を超える侮辱行為」か否かを判断すべきではなかったかと考えられる。しかし、本判決がそのように判断方法をとらなかったのは、名誉感情侵害については「表現態様」によって判断すると

の考えをもっていたとも考えられる。このように考える場合には、本判決が、原告の事情も考慮に入れるという判断方法をとらずに、「公言」「暴言」について直ちに「社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるとは認められ」ないと判断したことも理解できるといえよう。言い換えれば、少なくとも、事実摘示(表現内容)に関して「社会的評価の低下」が否定された場合には、他に「著しく下品なしい誹謗中傷的」といえるような表現態様がない限り、「社会通念上許される限度を超えた」「名誉感情の侵害」(名誉感情侵害の成立)も否定されるとの考えを示していると解される。この意味では、(i)の名古屋高判平成一三年一月二五日や(ii)の東京地判平成一七年一月二七日と同じであるといえよう。

(イ) 問題表現が「評価」のみであり、「社会的評価の低下」をもたらす事実の摘示がないことから、「社会的評価の低下」を否定し、その「評価」が「業務指導の一環として行われた」ものであることから「社会通念上許される限度を超える」ものではないとして名誉感情侵害を否定した裁判例——東京地判平成一六年一月一日LEX/DB文献番号二八一—一四九一

原告(課長代理)は保険会社のサービスセンター(SC)に勤務していたところ、原告の上司である被告(所長)が、職場の(原告と)同じユニットの従業員十数人に対して、原告について次のように記載したメールを送付した。「意欲がない、やる気がないなら、会社を辞めるべきだと思います。当SCにとつても会社にとつても損失そのものです。あなたの給料で業務職が何人雇えると思いますか。あなたの仕事なら業務職でも数倍の業績を上げていますよ。本日現在、搭傷一〇件処理。Cさんは一七件。業務審査といい、これ以上、当SCに迷惑をかけないで下さい。」(以下、本件メールという。なお、この記載は、大きなポイントの赤文字で書かれていた。)そこで、原告は、

被告に対して、本件メールは名誉毀損または名誉感情を侵害するパワーハラメントであるとして、損害賠償を求めた。

名誉毀損については、原告は具体的には次のように主張している。「このメールの内容は、原告があなたも無能で会社に必要のない人間であるかのようにいうものである。被告は、原告の上司であり、原告の第一次査定者であるから、上記のメールを受信した原告の同僚から見れば、会社が原告の能力を極めて低く評価しているという印象を与える。上記メールは転送が容易であるから、原告は、直接の送り先以外にも転送されることを危惧した。上記メールは原告の名誉を公然と毀損するものである。」これに対して、本判決は次のように判示して、その主張を否定している。「名誉毀損とは、具体的な事実を摘示して、人の社会的評価を客観的に低下させることをその本体としている。本件メールの内容は、原告の業務遂行状態に対する上司としての評価であり、送信された相手も原告と同じユニットの従業員であるから、原告の業務遂行状態は同僚として認識していたものであり、原告の社会的評価を客観的に低下させる具体的な事実を摘示しているとは言えない。『原告が無能で会社に必要のない人間である』という表現を仮にとったとしても、職場内において名誉毀損としての要件を充足しているとは言えない。したがって、名誉毀損を理由とする主張は理由がない。」

本判決において原告に対する名誉毀損が否定された理由は必ずしも明瞭ではないが、基本的には、本件メールの内容が原告の業務執行状態に対する被告（所長）の「評価」にすぎず、「具体的な事実を摘示して」その「社会的評価を低下させる」ものではないから、名誉毀損は成立しないと判断されたものと解される。すなわち、本判決は、名誉毀損を「具体的な事実を摘示して、人の社会的評価を客観的に低下させることをその本体としている」と定義づけたうえで、これに従って、「本件メールの内容は、原告の業務遂行状態に対する上司としての評価」にすぎず、

「原告の社会的評価を客観的に低下させる具体的な事実を摘示しているとは言えない」ということから、名誉毀損を否定していると解される。確かに、被告が、本件メールにおいて、原告の存在について「当S.C.にとっても会社にとっても損失そのものです。あなたの給料で何人の業務職が雇えると思いますか。」などと記載しているところは「評価」である。しかし、「あなたの仕事なら業務職でも数倍の業績を上げていますよ。本日現在、搭傷一〇件処理。Cさんは一七件」という記載は、原告の業務遂行状態（の悪さ）についての事実を摘示しているといえる。しかし、本判決は、このような事実の摘示を受けた者（つまり、本件メールが送信された相手方）が「原告と同じユニットの従業員であり、原告の業務遂行状態は同僚として認識していた」ということから、本件メールが「原告の社会的評価を客観的に低下させる具体的事実を摘示しているとは言えない」と判示している。つまり、本件メールにおいて原告の業務遂行状態（たる事実）を摘示しても、メールの相手方が「原告の業務遂行状態」を「同僚として認識していた」以上、このような事実の摘示では原告の「社会的評価の低下」は実際には生じないということから、「原告の社会的評価を客観的に低下させる具体的な事実を摘示しているとは言えない」というのである。それゆえ、本件メールにおいてなされている「評価」はもちろんのこと事実の摘示も、名誉毀損を成立させる要素としての事実摘示であることを否定したのである。そうすると、「社会的評価の低下」をもたらず事実を摘示しても、その事実を受け手たちが知っている場合には、その事実は「社会的評価を客観的に低下させる具体的な事実」ではなく、したがって、事実摘示がないということから常に名誉毀損は成立しないということになってしまうが、これは妥当な見解といえるだろうか。確かに、「社会的評価の低下」をもたらずような事実の摘示やそのような事実の摘示を前提として「評価」（意見）の表明がなされたとしても、当該表明の受け手たちがそのような事実を認識している場合には、当該の受け手たちはそのような表明によって対象者に対する評価をさらに低下させるわけではな

いから、これによって対象者の「社会的評価の低下」が生じたとはいえないとも考えられる。しかし、これでは、対象者の「社会的評価の低下」をもたらす表現であるか否かを判断するについては、当該表現の内容とするとその受け手たちが認識していたか否か（また、どのように認識していたか）によって異なるし、あるいは、当該表現の受け手たちが対象者に対してどのような認識を持っていたかによって異なるということにもなり、「社会的評価の低下」の判断を困難なものにしてしまうと考えられる。したがって、受け手たちが当該表現の内容とすることをすでに認識しているか否かという事情をまったく無視することはできないとしても、基本的には、「社会的評価の低下」の有無の判断は、当該表現の内容それ自体によって行うべきであると考えられる。本件メールの内容は、（原告の給料の数分の一の給料しかもらっていない）業務職の者が原告の数倍の仕事をこなしているという事実、そして、「本日現在」でも原告はCさん（業務職か？）と比べると大幅に業務処理が遅れているという事実を暗示することによって、原告の業務遂行状態が悪いことについての上司の「評価」が示されていると考えるべきであろう。本判決の見解からすると、このような事実を職場の同僚たちが知っている限りは、常に「事実を暗示」するものではないとして名誉毀損（「社会的評価の低下」）が否定されることになるが、そうではなくて、一定の事実を前提とした意見・論評による名誉毀損の成否の問題として前掲最判平成九年九月九日の法理を用いて対応すべきであったと考えられる。

今述べたように、本件メールの内容は、業務職の数倍の給料をもらっている原告が、業務職よりも著しく業務遂行状態が悪く、職場に多大な迷惑をかけているということ、そして、その具体例として「本日現在、「原告は」搭傷一〇件処理。Cさんは一七件。」ということを指摘し、「これ以上、当SCに迷惑をかけないで下さい。」と上司の評価を表明するものである。したがって、本件メールのこのような内容からすれば、「原告が無能で会社に必要

のない人間である」と表現しているといつてもよいといえる。そして、そうであれば、原告の「社会的評価の低下」を認めることができるのではないかと考えられる。しかし、本判決は、「『原告が無能で会社に必要のない人間である』という表現を仮にとったとしても、職場内において名誉毀損としての要件を充足しているとは言えない。」と判示している。⁽²⁾ どのような要件を充足していないのかは必ずしも明らかではないが、「原告が無能で会社に必要のない人間である」という表現は「評価」(意見)であり、事実摘示でないことは明らかである。そして、本判決の考え方からすると、職場で周知となつている事実を摘示しても、名誉毀損の要件たる事実摘示には該当しないといふことになる。そうすると、おそらく「具体的な事実を摘示して」いないことをもって(「社会的評価の低下」をもたらしものではないといふことで)、名誉毀損を否定しているものと解される。本判決が最初に述べている「名誉毀損とは、具体的な事実を摘示して、人の社会的評価を客観的に低下させることをその本体としている」ということから考えると、このように言えよう。しかし、原告についての本件メールの内容には、その前提事実として原告の業務遂行状態(の悪さ)が存在するのだから、そのような前提事実を含めて職場の同僚らがどのように受け取るかを基準にして考えるべきであり、そうすれば、本件メールの内容は、職場での原告の評価(社会的評価)の低下をもたらすものと考えられるのではないだろうか。原告の業務遂行状態(およびそれが悪いということ)を同僚らが認識していたとしても、その業務遂行状態の悪さを理由に「原告が無能で会社に必要のない人間である」という上司としての評価を表明するのであれば、「社会的評価の低下」は認められると考えるべきであるといえる。

次に、名誉感情侵害についてであるが、原告は、「このメールは、上司が部下を指導したり叱咤激励するというものではなく、部下の人格を傷つけるもので、原告の名誉感情を害するいわゆるパワーハラコメントとして違法である」と主張している。しかし、本判決は、「被告の本件メールは、原告に対する業務指導の一環として行われた

ものであり、私的な感情から出た嫌がらせとは言えず、その内容も原告の業務に関するものにとどまっており、メールの表現が強いものとなっているものの、いまだ原告の人格を傷つけるものとまで認めることはできない」と判示している。ここでいう「人格を傷つけるもの」とまで認めることはできない」とは、「名誉感情侵害を認めることができない」ということであろう。本判決が認めるように「本件メールの表現は強いものとなって」おり、原告の上司である被告が原告に対して、原告の存在そのものが「当S Cにとっても会社にとっても損失そのものです」と表明すれば、これによって原告に「名誉感情の侵害」がもたらされることは明らかである。また、「あなたの仕事なら業務職でも数倍の業績を上げていますよ」とか「これ以上、当S Cに迷惑をかけないでください」といった表明についても、同様である。そして、被告は、このような表明をしたメールを原告だけではなく、原告の職場の同僚らにも送付したのであるから、原告の「名誉感情の侵害」の程度は、本件メールが原告だけに送付された場合に比べてかなり大きくなると考えられる。それゆえ、原告は、「名誉感情を害するいわゆるパワーハラスメントとして違法である」と主張したのである。しかし、本判決は、それでも、「原告の人格を傷つけるもの」ではないという。そして、その理由として、本件メールは「原告に対する業務指導の一環として行われたもの」などの事情を挙げている。もちろん、本判決は、「原告に対する業務指導の一環として行われたもの」であれば「原告の人格を傷つけるもの」ではありえないということを行っているのではなく、本件メールは原告の「名誉感情の侵害」をもたらすものではあるが、「業務指導の一環として行われたものであるから」「社会通念上許される限度を超える」ものではないと判断したものと解すべきであろう。しかし、本件メールの内容は、「原告が無能で会社に必要のない人間である」という表現とも受け取れるものであり、これを「業務指導の一環」ということができるのかという疑問もあるが、そうであるとしても、「業務指導の一環」であるということを理由とするだけで、「社会通念上許さ

れる限度を超える」ものではないと判断できるかについては疑問が残るところである。²²⁾

以上、本判決は、名誉毀損に関しては、本件メールの内容が「評価」であり、また、「社会的評価を客観的に低下させる具体的事実を摘示しているとは言えない」として、名誉毀損(「社会的評価の低下」)を否定していた。そして、本件メールの内容がその記載から判断すると「社会的評価の低下」をもたらしうる事実の摘示であっても、その事実を本件メールの受け手たちが認識している場合には、「社会的評価を客観的に低下させる具体的事実」であるとはいえず、それゆえ、事実摘示を欠くことから名誉毀損(「社会的評価の低下」)を否定していた。原告の「社会的評価の低下」をもたらしうる事実であっても、本件メールの受け手である職場の同僚らに周知のことである場合には、「社会的評価を客観的に低下させる具体的事実」ではなく、そのような事実であるといえるためには、「受け手である職場の同僚らには周知のこと」ではない新たな事実でなければならぬということである。他方、名誉感情侵害に関しては、本件メールは「名誉感情の侵害」をもたらすものではあるが、「業務指導の一環として行われたもの」であるという理由から、「社会通念上許される限度を超える」ものではないとして、これを否定したものと解することができた。そして、「業務指導の一環として行われた」という理由づけは、別の表現を用いれば、「人身攻撃に及ぶなど意見……としての域を逸脱したものではない」といえるであろう。²³⁾ そうすると、本判決が示している見解は、結局のところ、次のようにまとめることができる。すなわち、問題表現が事実の摘示を伴う意見の表明であっても、その事実が当該表現の受け手たちに周知である場合には、当該表現は事実を摘示するものであるとはいえず、「評価」(意見)の表明にすぎないのであり、事実摘示を欠いていることから「社会的評価の低下」は否定されることになる。しかし、その場合でも、「評価」による「名誉感情の侵害」を認めることはできるが、その「評価」が「人身攻撃に及ぶなど意見……としての域を逸脱したものではない」(つまり、「意見としての

相当性」を有している）ときには、その「名誉感情の侵害」は「社会通念上許された限度を超える」ものではないので、名誉感情侵害は成立しない。したがって、「社会的評価の低下」も名誉感情侵害も否定されるというのである。ここでは、「社会的評価の低下」の否定と名誉感情侵害の否定とが別個の判断としてなされており、それぞれの判断に関連性を認めることはできない。しかし、このような判断がなされたのは、問題表現の記載から判断すると「社会的評価の低下」をもたらしうる事実を摘示しても、当該表現の受け手たちにとってその事実が周知である場合には、その事実の摘示は名誉毀損の要件たる事実摘示にあたらぬ（つまり、「具体的な事実を摘示して、人の社会的評価を客観的に低下させること」に該当しない）と解しているからであった。しかし、見方を変えて、「社会的評価の低下」を問題表現の内容それ自体によって判断すべきであるという考えをとれば、本件は、本件メールにおいて「社会的評価の低下」をもたらす事実が摘示されており、これを前提としてなされた意見・論評による名誉毀損の成否の問題として捉えることができると考えられる。そうであれば、最判平成九年九月九日の法理の適用が可能となり、本判決の判断とはまったく異なる基準のもとで名誉毀損の判断がなされることになる。しかし、同一の表現について、一方では、本判決のように、問題表現について事実摘示がないことを理由に「社会的評価の低下」を否定して、名誉毀損が成立しないと判断でき、他方では、事実摘示を認めて「社会的評価の低下」を肯定したうえで、その違法性阻却あるいは故意・過失阻却を判断するというのは、前者の判断と後者の判断とが結論において同じになったとしても、問題であるといわざるをえない。²⁴ 名誉毀損（「社会的評価の低下」）の要件となる事実摘示をどのように捉えるべきかが問われているといえよう。

(ウ) 問題表現が「感想・評価」（意見）のみである（事実摘示がない）ことから「社会的評価の低下」を否定

し、当該表現につき「他者の理解困難・関心なし」ということから、「名誉感情の侵害」が「社会通念上許される限度を超えるもの」ではないとして、名誉感情侵害を否定した裁判例——東京地判平成二七年五月一日LEX/D B文献番号二五五三〇一五〇

原告は市民団体の代表者を務める者であり、被告らは当該団体を脱退した者である。被告らのうちの一人Aが当該団体の構成員であったときに、被告Aから強姦・強制わいせつなどの行為を受けたとの申告が他の構成員Bから原告になされたため、その事実確認をするために原告と当事者A・Bの三人で話し合いが行われたが、主張は対立したまま物別れに終わった。なお、この話し合いにおいて、被告Aは原告に無断でこの話し合いの会話を録音していた(以下、この録音データを本件録音データという)。その後、被告らは、本件録音データをもとに、スカイプチャットにおいて複数の書き込み(以下、本件書き込みという)をなしたところ、これについて原告が名誉毀損・名誉感情侵害を理由として慰謝料を請求したのが本件である。

本判決は、名誉毀損に関しては、本件書き込みの内容が原告の「社会的評価の低下」をもたらすものであることを否定して、次のように判示している。²⁵すなわち、「原告が名誉毀損にあたりと主張する各書き込み……:について、被告らが本件録音データを聞いた感想や、原告に対する根拠のない評価を短文で表現したものととまるものであり、……原告の社会的評価を低下させるものであるとまでは認められない。²⁶」ここでは、本件書き込みの内容が「本件録音データを聞いた感想」や「原告に対する根拠のない評価」にとどまるといことが、原告の「社会的評価の低下」を否定する理由とされている。これは、「感想」や「評価」を根拠づける(あるいはその前提となる)事実を摘示しているものではないことから、その「感想」や「評価」がそのまま真実のこととして社会に受け入れられることはないと考え、「社会的評価の低下」は生じないという判断がなされているものと解される。

次に、名誉感情侵害に関しては、本判決は次のように判示して、これを否定している。「原告が侮辱に当たると主張する各書き込み……は、被告らの間における日常の会話の中でされた表現であり、一般人が閲覧しても、その具体的内容を十分理解することが困難なものであるか、特に関心を持つようなものでもないことから、それが原告の名誉感情を害するものではあつても、社会通念上許される限度を超えて賠償責任を生じさせるような侮辱行為であるとまでは認められない。」⁽²⁷⁾つまり、本件書き込みは、「名誉感情の侵害」をもたらすものであるということができるが、一般人がその具体的内容を十分理解することができるものではないし、また、特に関心を持つようなものでもないので、原告に対する「名誉感情の侵害」は「社会通念上許される限度を超え」るものではない（したがって、不法行為としての名誉感情侵害を成立させるものではない）ということである。

しかし、名誉感情侵害についてのこのような判断は、問題表現が「名誉感情の侵害」をもたらすものであつても、その内容が一般人に真実のこととして受け入れられるものでなければ、「社会通念上許される限度を超える」ものではないというものである。そうすると、この判断については疑問が残る。名誉感情が侵害されたか否かは問題表現がどのような内容のものとしてその対象者に伝わったか（対象者が受け止めたか）に基づいて判断されるはずであり、したがって、名誉感情侵害の成否を判断するにあつては、「一般人≠他者」が問題表現の具体的内容を十分理解できるか否か、特に関心をもつものか否かということには必ずしも直接に影響することではない（対象者さえ理解できればよいはずである）からである。もちろん、問題表現の内容を一般人が十分理解できないあるいは特に関心をもつようなものではない場合には、そうでない場合よりも、当該表現による対象者の「名誉感情の侵害」の「程度」は小さくなるといえる。したがって、この意味では、前者のような場合には、後者のような場合に比して、「社会通念上許される限度を超え」るものではないとの判断が導かれる可能性が大きいといえよう。ところで、問

題表現について「一般人が……その具体的内容を十分理解できないあるいは特に関心をもつようなものではない場合」というのは、「問題表現の内容が社会（の通常人）に広く認識されるとはいえない場合」とも解することができるのであり、見方を変えていえば、「問題表現が公然性を有しない場合」ということと結果においては同じことであると解される。そうすると、問題表現が公然性を有しないということは、「社会的評価の低下」の判断において、これを否定に導く要素となるのと同様に、名誉感情侵害の判断においても、これを否定に導く要素となる、言い換えれば、「名誉感情の侵害」が「社会通念上許される限度を超え」るものであることを否定する要素になるということをも本判决は示しているといえる。しかし、「問題表現の内容が社会（の通常人）に広く認識されるとはいえない」ということは、当然に「名誉感情の侵害」が「社会通念上許される限度を超え」るものではないという判断に直結して考えられるべきではない。繰り返して述べてきたように、名誉感情侵害は、問題表現の対象者の主観が問題となるのだから、その成立には必ずしも他者の存在（認識）を必要とするわけではないからである。あくまでも、「問題表現の内容が社会（の通常人）に広く認識されるとはいえない」ことは、「名誉感情の侵害」が「社会通念上許される限度を超え」るか否かを判断するにあたって否定的な方向で考慮されることのある一要素でありうるというにすぎない。そうすると、本判决が、問題表現について「一般人が……その具体的内容を十分理解することが困難なものであるか、特に関心を持つようなものでもない」ということのみをもって、「社会通念上許される限度を超える」ものではないという結論を導き、問題表現がどのような内容のものとしてその対象者に伝わったか（対象者が受け止めたか）を問題としなかったことは、乱暴な判断であったといえよう。⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾

本判决は、名誉毀損に関して、本件書き込みの内容が「録音テープを聞いた感想」や「原告に対する根拠のない評価」である、したがって、事実摘示を伴うものではない、ということから、「社会的評価の低下」をもたらすも

のではないと判示している。他方、名誉感情侵害に関しては、本件書き込みの内容が、「一般人が……その具体的内容を十分理解することが困難なものであるか、特に関心を持つようなものでない」表現であることを理由に、「名誉感情の侵害」が「社会通念上許される限度を超え」るものではないと判示している。したがって、本判決は、一見すると、両者についてそれぞれ別の根拠をもってその否定の判断を行っているように見える。しかし、先に述べたように、本件書き込みの内容は、一方では、「感想」や「評価」であり、事実摘示を欠いていることから、「そのまま社会に真実のこととして受け入れられる（拡がっていく）」とは考えられない表現」であるといえる。また、それは、他方では、「一般人が……その具体的内容を十分理解することが困難なものであるか、特に関心を持つようなものでない」表現だから、通常は、「そのまま社会に真実のこととして受け入れられる（拡がっていく）」とは考えられない表現」であるといえる。そうすると、本判決は、名誉毀損における「社会的評価の低下」を否定するについても「名誉感情の侵害」が「社会通念上許される限度を超え」ることを否定することにについても、本件書き込みの内容が「そのまま社会に真実のこととして受け入れられる（拡がっていく）」とは考えられない」ということを共通の理由にしているといえる。つまり、ここでは「社会的評価の低下」がもたらされないことと「名誉感情の侵害」が「社会通念上許される限度を超え」ないことがパラレルに捉えられていると考えることができる。そうであれば、本判決は、「そのまま社会に真実のこととして受け入れられる（拡がっていく）」とは考えられない表現」であれば、これを理由に「社会的評価の低下」が認められず、同時に「名誉感情の侵害」が「社会通念上許される限度を超え」るものでもないということから、名誉毀損も名誉感情侵害も成立しないと判断するものと捉えることができそうである。しかし、このような理解をすれば、名誉毀損は「社会的評価の低下」をもたらずもの、名誉感情侵害は「名誉感情の侵害」をもたらずものといった表現上の相違は残るものの、実質的には「社会的評価の

低下」による精神的苦痛も名誉感情侵害による精神的苦痛も同じものであるという理解につながるようになる。しかし、先に述べたように、問題表現が「そのまま社会に真実のこととして受け入れられる(拡がっていく)とは考えられない表現」であるということからは、当然に名誉感情侵害を否定することはできないということと考ええると、本判決のような判断は問題を残すことになる。

(エ) 事実摘示を欠くことから、「社会的評価の低下」も「名誉感情の侵害」が「社会通念上許される限度を超える」ことも否定した裁判例——東京地判平成二六年三月五日LEX/D B文献番号二五五一八六七七

本件は、「爆サイ・com 北陸版 富山お水お店」という電子掲示板中の「高岡 鳳凰」というスレッドへの書き込み(以下、本件書き込みという。)について、名誉毀損にあたるか、そうでなくても、名誉感情侵害にあたるとして、本件書き込みをした者(以下、本件発信者という。)にインターネット接続サービスを提供した被告に対し、プロバイダー責任制限法四条一項に基づき、本件発信者の氏名、住所等の情報の開示が求められたものである。問題とされた書き込みは、「ママの名前↓C! 金しかない! 嘘だらけの社会常識知らずや!」というものである。原告(ママ、C)は、名誉毀損については次のように主張している。すなわち、「本件書き込みは、原告があたかも金だけを目的として嘘だらけの非常識な経営をしているかのような虚偽の事実を摘示するものであり、非常識で金銭に汚い人間であるかのような印象を与えるものであって、原告の社会的地位を低下させるものであることは明らかである。」これに対して、本判決は、次のように判示して名誉毀損を否定する。すなわち、「そもそも事実を摘示することにより名誉毀損が存するとして不法行為が成立する場合、問題とされている表現は、事実、すなわち証拠等をもってその存否を決することが可能な特定の事項を摘示していることを要するところ、本件書き込

みには、特定の事項は何ら記載されておらず、単に意見ないし感想のみを記載したものと解されるから、これにより原告の社会的評価が低下したものであるということはできない。」

次に、名誉感情侵害については、原告は「仮に、本件書き込みが事実を摘示しないものと理解したとしても、原告を直接的に侮辱するものであり、社会通念上許される限度を超えて原告の名誉感情を害することは明らかである」と主張しているが、本判決は、次のように判示して、これも否定している。「確かに、本件書き込みの表現は侮辱的なものであるとはいえるが、本件書き込みは、具体的な根拠も示さず、抽象的な文言が記載されたにとどまるから、これによって、社会通念上許される限度を超えて原告の名誉感情が侵害されたということとはできない。したがって、本件書き込みによって、原告の名誉感情が社会通念上受忍すべき限度を超えて侵害されたことが明らかであるということもできない。」

このように、本判決は、本件書き込みによる原告の「社会的評価の低下」を否定し、名誉感情侵害についてもこれを否定しているが、ここでは、それぞれ別個に判断をしているものの、両者における否定の理由は同じであると解される。すなわち、まず、「社会的評価の低下」については、本件書き込みには「特定の事項は何ら記載されておらず、単に意見ないし感想のみを記載した」にすぎないから、これを認めることができずとしている。つまり、「金しかない! 嘘だらけの社会常識知らずや!」といった、原告を侮辱する表現がなされたとしても、その侮辱的表現の根拠となるべき「特定の事項」つまり具体的事実が摘示されていない場合には、「社会的評価の低下」はもたらされないと判断される。もちろん、「意見や感想」によっても名誉毀損が成立しうることは従来から判例の認めるところであるが、ここでは、その「意見や感想」の前提となる事実が示されることなく「単に意見ないし感想のみを記載したもの」では「社会的評価の低下」は生じないということである。³⁸⁾

次に、名誉感情侵害については、「本件書き込みの表現は侮辱的なものである」と判示していることからすると「名誉感情の侵害」は認めるものと解されるが、「具体的な根拠も示すことなく、抽象的な文言が記載されたにとどまるから、……社会通念上許される限度を超え」るものではないとして、その成立を否定している。侮辱的な表現がなされた場合であっても「具体的な根拠」が示されていないければ、当該表現によって生じた「名誉感情の侵害」が「社会通念上許される限度を超え」るものではないとする理由は示されていない。このように、本判決は、「社会的評価の低下」については、「特定の事項」が記載されていないということから、これを否定し、名誉感情侵害については、「具体的な根拠」が示されていないということから、「名誉感情の侵害」が「社会通念上許される限度を超え」ることを否定している。これは、要するに、「金しかない！ 嘘だらけの社会常識知らずや！」という書き込みについて、その前提（根拠）となるべき具体的事実が示されていないということから、「社会的評価の低下」も名誉感情侵害も否定するものである。それゆえ、その否定の理由が同じであるといえるのである。

このように、本判決は、人を侮辱する表現がなされても、その具体的根拠としての事実（根拠となるべき事実）が示されていないければ、「意見ないし感想」を記載したものにすぎず、そのような記載によっては、「社会的評価の低下」は生じないし、また、「名誉感情の侵害」が生じているとしても、「社会通念上許される限度を超え」るものではない、と判示しているものと捉えることができる。事実の摘示がないことを理由に「社会的評価の低下」がないと判断する裁判例はよく見受けられるが、同一の表現について、同じ理由で「名誉感情の侵害」が「社会通念上許される限度を超え」るものではないと判断している裁判例はあまり見られず、この点は本判決の特徴であるといえよう。ただ、そうすると、事実摘示の欠如を理由とする「社会的評価の低下」の否定は、「名誉感情の侵害」が「社会通念上許される限度を超え」ることの否定につながるようになるため、「社会的評価の低下」によって生ずる

精神的苦痛は名誉感情侵害によって生ずる精神的苦痛であるといった見解に結びつくことになりかねないが、これは問題であるといわざるをえない。

ところで、先に述べたように、本判決が名誉毀損（「社会的評価の低下」）および名誉感情侵害を否定する理由は、結局のところ、本件書き込みについてその内容の前提（根拠）となるべき具体的事実が示されていないことである。そして、このことは、「社会的評価の低下」に関しては、一般に認められるところであり、本件書き込みにおいても事実の摘示がなされていない以上、本件書き込みの内容を一般の閲読者がそのまま真実のこととして受け入れるとは考えられないからということで、その否定につながっているものと考えられる。同じく、名誉感情侵害に関しても、具体的事実の摘示がないことから、「名誉感情の侵害」が「社会通念上許される限度を超え」るものではないとして、その否定につながっている。しかし、先に述べたように、侮辱的な表現において「具体的な根拠も示すことなく、抽象的な文言が記載されたにとどまる」場合、なぜ、当該表現が「社会通念上許される限度を超える」ものではないと判断されるのか、この点について本判決は理由を示していない。たとえば、前掲東京地判平成二五年一月二〇日^⑩のように、問題表現が単なる誹謗中傷のみであることから「社会的評価の低下」は認めなかったが、その誹謗中傷が「執拗といえるほど」であったことから名誉感情侵害を認めた裁判例もある。それゆえ、本判決において、事実摘示がなかったことを理由に名誉感情侵害を否定したのはなぜかということを考える必要がある。そうすると、やはり、理由としては、「社会的評価の低下」の場合と同じく、一般の閲読者が当該書き込みの内容をそのまま真実のこととして受け入れるとは考えられないからであると捉えざるをえないのではないか。もちろん、判例・通説に従って、名誉感情を「人が自己自身の人格的価値について有する主観的評価」と捉えるのであれば、名誉感情侵害は、対象者（原告）が本件書き込みの内容をどのように受け止めたかというこ

とが問題であつて、一般の閲読者の受け止めがどうであるかは、「名誉感情の侵害」の「有無」については直接影響するものではない。しかし、一般の閲読者の受け止めは、その侵害の「程度」には影響してくるものと考えられる。そして、一般の閲読者が侮辱的な表現（の内容）を真実のこと（根拠のあるもの）として受け入れるとは考えられない場合には、そうでない場合に比べて、「名誉感情の侵害」の程度がかなり小さいものと考えられるからである。なお、これ以外に、本判決が名誉感情侵害を否定した理由を推し量れば、本件の場合には、たとえば、「原告に対する誹謗中傷を執拗といえるほど多数回にわたつて」（前掲東京地判平成二五年一月二〇日）行つたというものではないし、また、表現が「著しく下品、侮辱的、誹謗中傷的である」（前掲名古屋高判平成一三年一〇月二五日）というものでもない。そこで、このような事情を考慮に入れたうえで、本判決は、本件書き込みが、単に、「具体的な根拠も示すことなく、抽象的な文言が記載されたにとどまる」ということだけを判決文に取り上げて名誉感情侵害を否定したと捉えることができるのではないかと考えられる。名誉感情侵害の判断にあつては、問題表現の内容はもちろん表現態様など種々の要素が取り上げられるが、本判決が、その判断において取り上げた要素のうち、名誉感情侵害を否定する積極的理由として事実摘示の欠如だけが判決文に示されているにすぎないと理解するわけである。このように考えると、本判決においては、「社会的評価の低下」の否定と名誉感情侵害の否定の理由が同じく事実摘示の欠如となつているが、それはあくまで判決文の表現においてそのように解されるにすぎず、実際には名誉感情侵害の否定の理由は事実摘示の欠如に加えて、本件書き込みの表現態様なども考慮に入れられていと解することになる。

(オ) 問題表現が原告に向けられたものではない、あるいは向けられたものであることが「明らか」でないこと

から、「社会的評価の低下」を否定するとともに、「名誉感情の侵害」が「社会通念上許される限度を超える」ものであることも否定した裁判例

(i) 札幌地判平成一四年六月二七日LEX/DB文献番号二八〇七二二三〇

被告ら（アイヌ民族研究者および出版社）は、六分冊の図書からなる「アイヌ史資料集」（以下、本件各図書という。）を編集・出版した（以下、本件行為という。）。本件は、アイヌ民族に属する原告らが、本件各図書の中にアイヌ民族に対する差別表現などがあり、自分たちの名誉及び名誉感情を侵害するものであるとして、慰謝料の支払いおよび謝罪広告の掲載等を請求したというものである。具体的には、まず、名誉毀損については、原告らは次のように主張している。「本件各図書には、…アイヌ民族への差別表現が多く記載されており、これによって『アイヌ民族は不潔である』、『アイヌ民族には遺伝梅毒が蔓延している』、『アイヌ民族は滅びゆく民族である』などといった、アイヌ民族一般に対する否定的評価が流布され、アイヌ民族である原告らの民族としての尊厳が公然と傷つけられた。／民族的少数者である原告らにとって、自身がアイヌ民族であるということは、他者から自身を区別し際立たせる社会的地位として機能しており、原告らの有する社会的評価において、アイヌ民族に属するといふことが本質的な重要性を有していることに鑑みれば、本件行為によって原告ら個人が有する社会的名誉が毀損されたといえる。」これに対して、本判決は次のように判示して、「社会的評価の低下」を否定している。まず、「名誉毀損による不法行為が認められるかどうかは、当該行為によって、社会的評価が低下するかどうかによって判断されなければならない」としたうえで、「本件各図書に実名を掲げられたアイヌ民族の中に原告らは含まれず、本件各図書には、原告ら個人に関する事実、評価、意見が記述されていないから、本件各図書の記述によって、直接、原告らの社会的評価が低下することは、およそ考えられない。／また、本件各図書に、作成当時のアイヌ民族

全体に対する差別的内容が記述され、あるいは、作成当時のアイヌ民族に属する特定の個人に対する差別的内容が含まれているとしても、この記述は、本件各図書の作成者が、明治二十九年ないし大正五年当時、アイヌ民族に対する意見を述べたり、その当時のアイヌ民族全体及びアイヌ民族に属する特定の個人に関する事実を述べたものである。本件各図書の読者の受け止め方によっては、現在に至るまでのアイヌ民族全体に対する差別表現がされたとみる余地があるとしても、現在のアイヌ民族に対する差別表現が具体的に行われているのではない。そうだとすると、本件各図書の記述が、現在のアイヌ民族に対する一般的な評価に結びつき、その社会的評価を低下させ、さらに、現在、アイヌ民族に属する原告ら個人の社会的評価を低下させるとは、考えられない。／以上の通り、本件各図書あるいは本件行為によって、原告らの社会的評価が低下したとは認められないから、名誉毀損による不法行為を認めることはできない。」

本判決が、本件各図書の記述による原告らの「社会的評価の低下」を否定した理由は二つあり、一つは、「原告ら個人に関する事実、評価、意見が記述されていない」ということ、今一つは、「現在のアイヌ民族に対する差別表現が具体的に行われているのではない」ということである。前者については、本件各図書において原告らに対する記述そのものがない以上、「直接、原告らの社会的評価が低下することは、およそ考えられない」とするのは、その通りである。そして、後者についても、「現在のアイヌ民族に対する差別表現が具体的に行われているのではない」から、「現在のアイヌ民族……の社会的評価を低下させ、さらに、現在、アイヌ民族に属する原告ら個人の社会的評価を低下させるとは、考えられない」というのは、それ自体としては納得できるところである。⁽³³⁾⁽³⁴⁾しかし、本判決が、過去のアイヌ民族に対する差別表現は現在のアイヌ民族に対する差別表現にはあたらないということをし理由として原告らの「社会的評価の低下」を否定している点については、当然にそのようにいえるだろうかという

疑問がある。二・三世代あるいは四世代前のアイヌ民族に対する差別表現が、「現在の」アイヌ民族に対する差別表現でないといえると考えられるにしても、だからといって、それが現在のアイヌ民族に対して何ら影響を及ぼさない（不定的な評価をもたらさない）といえるかについては疑問であるといわざるをえない。当然のことながら世代を重ねてアイヌ民族は存続してきているのだから、祖父母、曾祖父母あるいは高祖父母の世代のアイヌ民族について差別表現（あるいは、その人格的価値に対する評価を否定するような表現）がなされれば、現在のアイヌ民族に対して影響があると考えるべきであろう。過去と現在との間に（何世代にもわたる）大きな隔たりがある場合であればともかく、二・三世代や四世代くらいの隔たりであれば、過去と現在との間に連続性が認められる（過去が現在に影響を及ぼす）と考えられる。したがって、過去のアイヌ民族についての差別表現が現在のアイヌ民族の「社会的評価の低下」をもたらしうるとすれば、そして、アイヌ民族の「社会的評価の低下」がアイヌ民族に属する原告ら「個人」の「社会的評価の低下」に結びつくうることを肯定できるのであれば、ここでは原告らの「社会的評価の低下」を認めることもできるのではないかと考えられる。そうすると、本判決が、過去のアイヌ民族に対する差別表現は「現在のアイヌ民族……の社会的評価を低下させ」るものではないとして、現在のアイヌ民族およびこれに属する個人の「社会的評価の低下」を否定しているのは、形式的判断にすぎるといえよう。もちろん、当該記述によって現在のアイヌ民族およびこれに属する個人の「社会的評価の低下」が生じると解するにしても、直ちにその名誉毀損が認められるということではなく、真实性の証明の法理など名誉毀損における違法性や故意・過失の阻却法理によって、名誉毀損が否定される可能性があることは当然である⁽³⁵⁾。

以上、本判決が「社会的評価の低下」を否定した理由として挙げているところを見てきたが、「現在のアイヌ民族に対する差別表現が具体的に行われているのではない」という理由づけについては、本判決における直接の問題

点ということではないが、「社会的評価の低下」の判断として明らかにされるべき点があることを指摘した。しかし、本判決は、「社会的評価の低下」を否定した理由として、先に述べた二つのことを挙げており、これらは、要するに、本件各図書の記述が現在のアイヌ民族にも、また、そこに属する個人にも向けられたものではないとまとめることができよう。

次に、名誉感情侵害についてであるが、原告は次のように主張している。「原告らは、物心ついたころからアイヌ民族として生きてきたものであり、本件各図書により民族としての誇りを著しく傷けられ、辱められているとの感情を抱いており、本件行為によって原告らの名誉感情も侵害されたといえる」と主張している。これに対して、本判決は次のように判示して、これを否定する。まず、名誉感情侵害の成否に関する判断基準として、次のように述べる。「名誉感情とは、個人の人格的価値の評価、感情であるから、その侵害があつたかどうかは、個人の持つ心情や意識によって異なり、個人の受け止め方によって左右される。したがって、主観的に名誉感情を侵害されたというだけで不法行為による保護を与えることは相当でない。名誉感情侵害による不法行為が認められるためには、当該行為が、社会通念上許される限度を超え、一般的に他者の名誉感情を侵害するに足りると認められる場合でなければならぬ。その判断に当たっては、侵害されたと主張する者の主観的な事情だけでなく、行為者がした表示の内容、表現、態様等の具体的事情、侵害されたと主張する者の客観的な事情も総合して検討されるべきである。」そして、この判断基準を具体的に適用して、次のように判示している。「本件各図書の記述は原告ら個人に向けられたものではなく、現在のアイヌ民族について言及したものでもない。原告らの精神的損害は、明治二九年ないし大正五年当時のアイヌ民族及び当時のアイヌ民族に属する個人に対する差別的表現がされ、そのことによって原告らの名誉感情が侵害されたというものであって、間接的な被害といえることができる。このような精神的損害が法的

保護の対象となる名誉感情の侵害に当たるかどうかははなはだ疑問である。／加えて、本件行為による本件各図書の出版は、その記載からも明らかならず、本件各図書がその歴史に関する資料という側面を有することも否定できない。約六〇〇部が市場に流通し、一般的に閲覧できる状態にあることも指摘できるが、本件各図書が研究者に対して資料を供することを目的として作製されていることからすれば、これを閲覧する者も、そうした歴史学的な資料として本件各図書が取り扱われると一般に想定される。本件各図書は、当時のアイヌ民族が遺伝性の梅毒に罹患している者が多いことを指摘しているところ、そのことは、現在もそのような状態にあるのではないかという疑いをもたれる可能性を全く否定できないが、八〇年ないし一〇〇年経過した今日でもそのような疑いがあることは断定できない。／以上を総合すると、原告らは自己がアイヌ民族に属しているということが人格の中核であり、このことは原告らの名誉感情侵害を判断するに際して重要な要素であることを考慮しても、本件行為によって原告らの名誉感情が侵害され不法行為による保護の対象となるとは認めがたい。」

「名誉感情の侵害」が不法行為を構成する（つまり、名誉感情侵害が成立する）か否かは、その侵害が「社会通念上許される限度を超えて」いるか否かによって判断されるとするのが、判例・通説の立場であり、本判決も同じ立場であることを判示している。そして、これを具体的に判断するについて、本判決は、「侵害されたと主張する者の主観的な事情だけでなく、行為者がした表示の内容、表現、態様等の具体的な事情、侵害されたと主張する者の客観的な事情も総合して検討されるべきである」と判示している。本判決が、ここで判断要素として示した三つの「事情」をそれぞれ個別的にどのように取り上げ、そして、それらをどのように総合して検討しているのかについては必ずしも明らかではないが、本件において名誉感情侵害の有無を判断するにあたって、具体的に四つの事情を挙げている。まず、①本件各図書の記述は原告らあるいは現在のアイヌ民族に向けられたものではないというこ

とである。それゆえ、本件各図書の記述によって原告らが精神的損害を蒙ったとしても、それは「間接的」な被害にすぎず、「法的保護の対象となる名誉感情の侵害に当たるかどうかはなはだ疑問である」としている³⁶。次は、②本件各図書が「歴史に関する資料」という側面を有するものであるから本件各図書を閲読する者もこれをそのようなものとして取り扱おうと想定されるということである。つまり、本件各図書は興味本位にアイヌ民族の誇り(評価)を傷つけるような表現を用いてはいないし、また、そのような取扱いがされることはない想定されるということであろう。続いては、③本件各図書には明治二十九年ないし大正五年当時のアイヌ民族が遺伝性の梅毒に罹患している者が多いとの指摘があるが、八〇年ないし一〇〇年を経過した今日では現在のアイヌ民族についてそのような疑いをもたれる可能性があるとは断定できないということである。そして、最後は、前記①③と異なり、名誉感情侵害の否定の要素ではないが、④原告らにとつてアイヌ民族に属しているということが人格の中核であるということである。以上のような四つの事情を取り上げて、本判決は、総合的検討の結果として、「本件行為によって原告らの名誉感情が侵害され不法行為による保護の対象となるとは認めがたい」と判断している。これは言い換えれば、本件行為は、原告らの「名誉感情の侵害」をもたらすものであるとしても、先の四つの事情を総合的に検討すると、「社会通念上許される限度を超え」るものとはいえない、と判断したものと見える。ただし、判決文の記載からすると、先の四つの「事情」のうち、名誉感情侵害を否定する積極的な「事情」として取り上げられているのは前記①のみであり、前記②・③は推測を述べるものであり、補足的なものにすぎないと考えられる(④は名誉感情侵害を否定する事情ではない)。したがって、前記①の事情、すなわち、本件各図書の記述は原告らあるいは現在のアイヌ民族に向けられたものではないということが、本判決において名誉感情侵害が否定された主要な理由であると考えられる。

以上、本判決では、「社会的評価の低下」および名誉感情侵害についてそれぞれ別個の判断がなされており、両者の判断・結論は互いに直接的な関連性をもつものではない。しかし、「社会的評価の低下」については、本件各図書の記述が原告らおよび原告らが属する現在のアイヌ民族を対象とするものではないということを理由として、これを否定している。他方、名誉感情侵害についても、やはり、本件各図書の記述が原告らおよび原告らが属する現在のアイヌ民族に向けられたものではないということを主要な理由として、これを否定している。したがって、「社会的評価の低下」の否定についても、名誉感情侵害の否定についても、本件各図書の記述が原告らおよび原告らが属する現在のアイヌ民族を対象とするものではないという同一の事情が、その根拠となっているといえる。そうすると、問題表現が原告に向けられたものではない場合には、「社会的評価の低下」も名誉感情侵害も生じないともいえそうである。しかし、「社会的評価の低下」の判断において問題表現が原告に「向けられていない」ことを判断する基準は、一般読者の通常の注意と読み方である。そして、この点については、「社会的」評価を取り上げるのだから、これで問題はない。しかし、名誉感情侵害の判断においては、同様に、一般読者の通常の注意と読み方を基準として「向けられていない」と判断して、これを否定することは当然にはできない。名誉感情侵害は問題表現をその対象者がどのように受け止めるかが問題となるからである。そうすると、問題表現が自己に「向けられている」ことを前提として原告が名誉感情侵害を主張している場合に、（一般読者の通常の注意と読み方を基準とすれば）当該表現が原告に「向けられていない」と判断できるといふ理由のみをもって、これを否定することは難しいであろう。それゆえ、本判決は、「侵害されたと主張する者の主観的な事情」その他の事情を総合的に判断するほかにないとする。そうすると、本判決においては、「社会的評価の低下」も名誉感情侵害も基本的には同一の理由によって否定されていると考えられるが、「問題表現が原告に向けられていない」という場合に必ず両者がとも

に否定されるわけではないということになる。「社会的評価の低下」の判断基準と名誉感情侵害の判断基準との相違は、結論の相違も生ぜしめるということになる。

(ii) 東京地判平成一七年七月一日判時一九一〇号一三七頁、LEX/D B文献番号二八一〇一四三七

本判決の事案は次の通りである。原告A・B・Cは、戦前朝鮮半島にあった三坂小学校の卒業生であり、戦後に結成された同小学校の卒業生や教師などの集まりの結成三〇周年を記念して昭和五八年に作成された「鉄石と千草

京城三坂小学校記念文集」(以下、本件文集という。)の編集責任者と寄稿者である。被告Tは、日本近現代史および朝鮮近現代史を専攻する大学教授であり、被告出版社から岩波新書シリーズ『植民地朝鮮の日本人』という書籍(以下、被告書籍という。)を出版した。被告書籍の内容は、「日本の植民地支配は、政治家・軍人によってのみ行われたわけではなく名もない人々の『草の根の侵略』によって支えられていた。繰り返してはならない歴史を検証する。」というものである。被告書籍においては、本件文集中の卒業生らの文章等の記載が八か所において引用されており(ただし、原告らの文章は含まれていない)、これによって原告らは名誉を毀損され、また、名誉感情を侵害されたとして、被告らに対して損害賠償を請求した。被告書籍において引用された本件文集の記載としては、たとえば、「学校というよりはむしろ、日本語の特別訓練所という観さえあった。」(以下、引用部分一という。なお、他の引用部分については、以下、二・三……八と番号を付す。)、その頃から、出征兵士の列車を送ることが、私の帰宅後の最大の日課となった。」(引用部分二)³⁷⁾、「私ももう一度、人生を繰り返すチャンスがあれば、再びアカシヤの花の香漂う京城の街に住み、緑したたる南山の麓三坂小学校で、懐かしい旧師のもとに昔の仲間たちと、ともに学ぶ道を躊躇なく選ぶ。」(引用部分七)³⁸⁾などがある。

まず、名誉毀損について、原告らは次のように主張している。すなわち、本件文集の文章の引用およびこれに関

連する記載（以下、「引用部分の記載内容」という。）八か所を通じて「被告Tは三坂小学校の元生徒たちがいかにも朝鮮植民地時代の草の根侵略の一翼をになった代表例であるかのように決めつけて記載しているのみならず、かかる元生徒たちが事前の連絡もなしに昔の学校を大勢で訪れて授業中でも勝手に校内を歩き回り、韓国内で響感をかっている代表であるかの如く受け取られる記載を行っている。／……被告Tの……行為は原告ら三坂小学校の元生徒たちの社会的評価を低下させるものである。」これに対して、本判決は、「社会的評価の低下」を否定して、次のように判示している。「そもそも、被告書籍には、原告ら個人に関する事実や評価が記載されてはいないから、被告書籍によって直接原告らの社会的評価が低下することは、およそ考えられない。／この点について、原告らは三坂小学校の元生徒らの社会的評価の低下のおそれをいうが、被告書籍中に原告らの氏名は記載されておらず、また原告らが三坂小学校の元生徒であることは、三坂小学校の関係者以外には一般には明らかでない以上、本文文集の入手が容易であったと認めるに足りる証拠もないから、引用部分一ないし八の記載内容によって直ちに三坂小学校の元生徒である原告ら個々人の社会的評価が客観的に低下するとは言いがたい。」なお、本判決は、以上の判示に続いて、「なお書き」として、最判平成一〇年七月一七日において示された法理を用いて、「引用部分の記載内容」について違法性が阻却される旨を判示している。¹⁸⁾

原告らは、被告Tが被告書籍において本文文集の文章等の記載を引用して、「三坂小学校の元生徒たちがいかにも朝鮮植民地時代の草の根侵略の一翼をになった代表例であるかのように決めつけて記載している」などとして、原告らの「社会的評価の低下」が生じていると主張しているのに対して、本判決は、被告書籍においては本文文集の中の文章等の記載が引用されたその引用に関連する記述がなされているだけであり、「原告ら個人に関する事実や評価が記載されていない」ということから、原告らの「社会的評価の低下」は考えられないとする。確かに、

被告書籍の「引用部分の記載内容」は原告ら個人に関する事実や評価を記載したものではないのだから、原告ら各自の社会的評価について直接に否定的な影響を与えるものではない。しかし、原告らが主張するように、被告書籍における「引用部分の記載内容」によって「三坂小学校の元生徒たちがいかにも朝鮮植民地時代の草の根侵略の一翼をになった代表例であるかのように」その一般読者に受け取られる場合には、「三坂小学校の元生徒」の「社会的評価の低下」が生じ、これによって原告らの「社会的評価の低下」が生ずるということは考えられなくはない^⑩。

しかし、本判決は、この主張については、「原告らが三坂小学校の元生徒であることは、……一般には明らかでなく、また、「原告らの氏名が記載されている」本件文集の入手が容易であった」ともいえないから、(仮に、「引用部分の記載内容」によって「三坂小学校の元生徒」の「社会的評価の低下」が生ずるとしても、原告らが「三坂小学校の元生徒」であることは社会に広く知られているということはないので、原告の「社会的」評価の低下に直結するものではなく)「三坂小学校の元生徒」としての原告らの「社会的評価の低下」が「直ちに」生じることはないとする。以上、本判決は、原告らの「社会的評価の低下」を否定するについて二つの理由を挙げているが、結局のところ、被告書籍における「引用部分の記載内容」が原告らを対象としていることは(三坂小学校の関係者ではない)一般読者には明らかでない(つまり、社会に広く知られていない)ということから、原告の「社会的評価の低下」を否定したものと考えられる。

次に、名誉感情侵害については、原告は次のように主張している。「原告A「編集責任者」は朝鮮侵略統治の非道さ、戦争の悲惨さを次世代の人々に一つの次世代の資料として残したいという明確な趣旨、目的を持って本件文集を編集し、原告B及び原告Cはかかる原告Aの趣旨等に賛同して原稿を寄稿したり、又は原稿の収集等に協力したものである。しかし、被告Tは、被告書籍の中で繰り返し本件文集の文章の一部を出展を明示して引用し、原

告Aのかかる趣旨、目的を無視し、三坂小学校の生徒らが、日本の朝鮮に対する植民地支配の一翼を草の根で担った代表と決めつけ、原告らの名誉感情を強く害したもので、侵害の程度は相当大きい。」これに対して、本判決は、次のように判示して、名誉感情侵害を否定している。すなわち、「表現行為が著しく侮辱的、誹謗中傷的であつて、社会通念上許される限度を超え、一般的に他人の名誉感情を侵害するに足りると認められる場合でない限り、名誉感情の侵害を理由とする不法行為は成立しないというべきである。本件においては、……本件各引用部分の記載内容によつても原告らが表現行為の相手方になつてどうかは明らかでなく、社会通念上許される限度を超えているとはいいい難いから、被告書籍の執筆、発行は、原告らの名誉感情を侵害する不法行為に当たるとはいえない。」

原告らは「朝鮮侵略統治の非道さ、戦争の悲惨さを次世代の人々に……資料として残したいという」趣旨・目的のもとに本件文集の編集・発行を行つたにもかかわらず、被告書籍における「引用部分の記載内容」をもつて「三坂小学校の生徒らが、日本の朝鮮に対する植民地支配の一翼を草の根で担つた代表と決めつけ」られたとして、つまり、原告らを含めた三坂小学校の生徒らが「朝鮮侵略統治の非道さ、戦争の悲惨さ」を生じさせる一翼を担つた一つの代表例であるかのように示されたことをもつて、名誉感情侵害であると主張している。原告らは侵略・戦争を肯定したことなどないにもかかわらず、かつて侵略・戦争の遂行の一翼を担つてきた(代表)と評価・表現されることが、「自己自身の人格的価値について有する主観的評価」を否定(侵害)するものと受け止めたのであろう。

これに対して、本判決が、原告らの名誉感情侵害を否定した理由は必ずしも明確とはいえない。否定の理由として示されているのは、「本件各引用部分の記載内容によつても原告らが表現行為の相手方になつてどうかは明らかでなく、社会通念上許される限度を超えているとはいいい難い」という判示部分であるが、「原告らが表現行為の相手方になつてどうかは明らかでな」ということと、「社会通念上許される限度を超えているとはいいい

「難しい」ということとの関係が明らかでないからである。理解の仕方としては二通りある。前者と後者とを切り離して捉え、名誉感情侵害を否定する二つの理由として両者を捉える理解と、前者が後者の根拠となつていと捉える理解である。従来の判例の立場からすれば、名誉感情侵害を否定するのであれば、後者のみを挙げれば十分であるから、名誉感情侵害を否定する二つの理由を挙げていと解する場合には、前者のほかに後者を挙げることによつて、否定する理由をより厚く述べたというように理解することになる。そうすると、本判決では、「原告らが表現行為の相手方になつていかどうかは明らかでない」ということが否定の理由の一つであり、これに加えて、「引用部分の記載内容」が「著しく侮辱的、誹謗中傷的である」とはいえない（この点については判決文に明示されてはいない。）ことから、「社会通念上許される限度を超えているとはいえない」ということが今一つの否定の理由であるというように理解することになる。ただ、原告らは、先に述べたように、「引用部分の記載内容」によって「原告らは侵略・戦争を肯定したことなどないにもかかわらず、かつて侵略・戦争の遂行の一翼を担ってきた（代表）と評価・表現される」ということから、「著しく侮辱的、誹謗中傷的であ」り、名誉感情侵害にあたると捉えていると考えられる。しかし、それにもかかわらず、本判決は、この点について何ら理由を示すことなく、「社会通念上許される限度を超えているとはいえない」と結論づけていることからすると、本判決がいう「著しく侮辱的、誹謗中傷的である」というのは、表現内容については考慮に入れることなく、表現態様のみを捉えて判断している」と理解することにならう。他方、先に述べたように、従来の判例の立場からすれば、後者とは別個の理由として前者を加える必要はないといえるので、このように考えれば、先に述べた今一つの理解をとることになる。そうすると、本判決は、「本件各引用部分の記載内容によつても原告らが表現行為の相手方になつていかどうかは「一般読者には」明らかでない」いから、名誉感情の侵害は「社会通念上許される限度を超えているとはいえない」と判示

したものと理解することになる。しかし、問題表現の対象者が受けた「名誉感情の侵害」が「社会通念上許される限度を超えている」と言い難い」ということを、「原告らが表現行為の相手方になっているかどうかは「一般読者には」明らかでない」ということだけで判断することはできないはずである。「名誉感情の侵害」は問題表現の対象者がこれをどのように受け止めたかが問題となるからである。原告らが問題表現の対象者となっているかどうか一般読者に明らかでないということは、「名誉感情の侵害」の「有無」の判断においては直接関係するものではなく、また、対象者になっていることが一般読者に明らかでない場合には明らかである場合よりも、対象者の「名誉感情の侵害」の「程度」は小さいと考えることはできるが、「社会通念上許される限度を超え」るものではないとは当然にはいえないはずだからである。一般読者にとつて「原告が表現行為の相手方になっているかどうかは明らかでない」ということは、その判断のための一要素と考えるべきではあるが、これのみをもつて「社会通念上許される限度を超え」るものではないと判断するのは、結論の是非はともかくとして、少々乱暴であるといえよう。⁽⁴²⁾

しかし、判決文を素直によめば、やはりこのような理解を採るのが妥当なのではないかと考えられる。そうすると、このような理解を合理的に説明しようとするれば、「原告らが表現行為の相手方になっているかどうかは明らかでない」ということは、当該表現行為がどのように「著しく侮辱的、誹謗中傷的」であつても、原告らに対して「表現行為が著しく侮辱的、誹謗中傷的」あるとはいえないので、結論として、「表現行為が著しく侮辱的、誹謗中傷的でない」ということを意味している、と説明するほかないのではないかと考えられる。

以上のように、本判決における名誉感情侵害の判断については二通りの理解が可能である。最初のほうの、二つの理由が挙げられているという理解によれば、「引用部分の記載内容」が原告らを対象とするものであることが一般読者に明らかでない（したがって、「引用部分の記載内容」によって生ずる精神的苦痛はそうでない場合に比べ

て小さいといえる) うえに、表現態様が「著しく侮辱的、誹謗中傷的」でもないということから、「社会通念上許される限度を超え」るものではないと判断したものといえる。この理解においては、「引用部分の記載内容」が原告らを対象としていることが一般読者に明らかでないという点は、「社会的評価の低下」の否定と名誉感情侵害の否定に共通するが、名誉感情侵害においては、表現態様が「著しく侮辱的、誹謗中傷的」でないということも考慮されている点において、「社会的評価の低下」の判断とは異なるといえよう⁽⁴⁾。これに対して、筆者が妥当と考える今一つの理解によれば、本件では、「引用部分の記載内容」の対象者が原告らであることが一般読者には明らかでないということが、一方では、原告らの「社会的評価の低下」は生じないという結論をもたらし、他方では、「名誉感情の侵害」が「社会通念上許される限度を超え」るものではないという結論をもたらし、こととなる。このように考える場合には、本判決は、「社会的評価の低下」の判断と名誉感情侵害の判断とを別個に行なっているとはいえず、「社会的評価の低下」を否定する判断が名誉感情侵害を否定する判断と結びついていると捉えることになる(もちろん、この場合、原告らが表現行為の対象となっているかどうかという点も明らかでないことが持っている意味は、「社会的評価の低下」が否定される場合と名誉感情侵害が否定される場合とで異なることになるが)。そうであるとするれば、そこには、「社会的評価の低下」による精神的苦痛も「名誉感情の侵害」が「社会通念上許される限度を超え」ることによる精神的苦痛も同じものであるという理解があると考えられることもできる⁽⁴⁾。

(カ) 問題表現が特定の個人の人格や行動への非難・評価ではないことから、また、問題表現が控訴人(原告)に向けられたものではないことから、「社会的評価の低下」も名誉感情侵害も否定した裁判例——知財高判

平成一七年一月二一日LEX/DB文献番号二八一〇二四八四

本判決は、(オ) (ii) の東京地判平成一七年七月一日の控訴審判決である。

控訴人(原告)は、名誉毀損について、原判決の判断に対して次のように主張している。「名誉毀損が成立するためには、当該事実を摘示された人物が世間に知られていることは要件ではなく、およそ当該人物を知る者がそれを目にする蓋然性が存在する限り、名誉毀損は成立するというべきである。被告書籍は、岩波新書の一つとして、既に第六版まで版を重ねて三万部以上も販売されているものであって、三坂小学校やその卒業生を知る者の目に触れる蓋然性も極めて高く、三坂小学校の社会的評価が客観的に低下するおそれが十二分に存在することは明らかである。／そして、三坂小学校自体の社会的評価が客観的に低下する場合にはその生徒であった控訴人らの社会的評価も低下するといわざるを得ない……。／また、本件においては、被告書籍による名誉毀損が問題となつているのであるから、被告書籍が一般人の目に触れる蓋然性を問題とすべきであり、『本件文集の入手が容易でない』ことを社会的評価低下のおそれがないことの理由とはなり得ない。」

これに対して、本判決は、「控訴人「原告」らの挙げる被告書籍中の記述のうち、引用部分一ないし六は、……戦前の朝鮮半島での日本人たちの行動の例として記載されたものであり、その内容は、一九三一年以降、同地の小学校においても当時の軍国主義的な世情を反映した状況にあったことを描写したものであって、もっぱら小学校における生徒の観点から事実関係を記述したもので、特定の個人の人格を評価したり、行動を非難したりするものではなく、特定の個人の社会的評価に影響するものでもない。したがって、引用部分一ないし六は、なにびととの関係においても、名誉毀損を構成するような記述とは認められない。／一方、……引用部分七及び八は、……これを読む者からは引用された当該記載の執筆者の人格ないし言動を非難する趣旨の記載として認識されるものといふべきである。……」[そして、これらの被引用部分の]執筆者(寄稿者)を知ることが困難とはいえない。このよう

な点を考慮すれば、被告書籍における引用部分七及び八の記述は、被引用部分七及び八の各執筆者（寄稿者）との関係では名誉毀損に該当する余地があるといえないでもないが、控訴人らは、いずれも当該被引用部分の執筆者（寄稿者）ではないから、引用部分七及び八の記載が控訴人らとの関係で名誉毀損を構成するものとは認められない。」

本判決は、原判決と異なり、被告書籍における引用部分一ないし八を二つに分けて「社会的評価の低下」の有無を判断している。まず、引用部分一ないし六の記述については、「戦前の朝鮮半島……の小学校においても当時の軍国主義的な世情を反映した状況にあったことを描写したものにすぎないということから、「特定の個人の人格を評価したり、行動を非難したりするものではなく、特定の個人の社会的評価に影響するものでもない」として、「社会的評価の低下」を否定している。確かに、これらの記述は、三坂小学校の個々の生徒について見れば「特定の個人の人格を評価したり、行動を非難したりするものではない」ので、直接に「社会的評価の低下」をもたらしものではないといえよう。ただし、控訴人（原告）らは「三坂小学校の社会的評価が客観的に低下するおそれが十二分に存在〔し〕……三坂小学校自体の社会的評価が客観的に低下する場合にその生徒であった控訴人らの社会的評価も低下する」とも主張している¹⁵ので、この点についても、本判決はその判断を示すべきであったかと思われる。また、引用部分の記述が「特定の個人の人格を評価したり、行動を非難したりするものではない」ことから、そこに引用されている被引用部分がどのような趣旨・目的で用いられているかを問うことなく、被引用部分の執筆者の「社会的評価の低下」を否定することも問題であると思われる。言い換えれば、被引用者が執筆した記載について、引用者がこれを引用しただけであれば、その引用された記載を引用者がどのような趣旨・目的で用いたかを問うことなく、その被引用者について「社会的評価の低下」は生じないとする判断は正当ではないといわざるをえない¹⁶。次に、引用部分七および八については、「名誉毀損に該当する余地」を認めながらも、それは「被引用

部分七及び八の各執筆者（寄稿者）との関係で」いえることであり、「控訴人らは、いずれも当該被引用部分の執筆者（寄稿者）ではないから」、「控訴人らとの関係で名誉毀損を構成するものとは認められない」としている。これらの引用部分の記載内容については、「戦前の朝鮮において『草の根の侵略』に該当する行為を行っていた自らの立場を意識することなく、無邪気に朝鮮時代を懐かしむという無自覚・無神経で、非難されるべき言動の例として記載されている」と解されており、その結果として、被引用部分の執筆者（寄稿者）との関係では「社会的評価の低下」をもたらしているものであると判断されている。しかし、これはあくまでも被引用部分の執筆者（寄稿者）との関係においてであって、執筆者（寄稿者）ではない控訴人（原告）らとの関係では「社会的評価の低下」を認めることはできないというのは当然である。¹⁴⁷

次に、名誉感情侵害についてであるが、控訴人らは原判決について次のように主張している。「原判決は、『本件各引用部分の記載内容によっても原告らが表現行為の相手方になっているかどうかは明らかでなく』と判示するが、これが摘示の公然性を欠くという趣旨ならば、名誉感情の侵害は、まさに相手方の主観的感情が問題である以上、公然性は問題とならないし、また、これが本件文集の執筆者、編集者らにとって、自分たちが非難の対象とされているかどうか分からないという趣旨ならば、本件文集の対象頁を明示するなどしている以上、控訴人らに分からないはずがなく、いずれにせよ誤りであることは明白である。」これに対して、本判決は、名誉感情侵害を否定して、次のように判示している。「被告書籍における引用部分一ないし六は、特定の個人の人格を評価したり、行動を非難したりするものではなく、三坂小学校や同小学校の当時の在校生あるいは卒業生を非難等するようなものでもないから、これらの引用部分が控訴人らの名誉感情を害するものと認められないし、また、被告書籍における引用部分七及び八は、被引用部分七及び八の各執筆者（寄稿者）の名誉感情を害するものではあり得るにしても、そ

れ以外の特定の者や、三坂小学校や同小学校の当時の在校生あるいは卒業生を非難等するものではないから、控訴人らの名誉感情を害するものとは認められない。」本判決は、原判決と異なり、控訴人らが主張するように、「名誉感情の侵害」があるといえるためには、問題表現が自己に向けられたものであると対象者に認識できれば足りるということを前提としており、この点は正当であるといえよう。そして、名誉感情侵害を否定する理由もまた、原判決とは異なっている。引用部分一ないし六については、特定の個人あるいは三坂小学校や同小学校の当時の在校生あるいは卒業生を「非難等」するものではないということを挙げており、引用部分七および八については、被引用部分七および八の各執筆者（寄稿者）の名誉感情を侵害するものではありえても、それ以外の者（つまり、三坂小学校や、執筆者（寄稿者）以外の控訴人らを含む元生徒たち）を「非難等」するものではないことを挙げている。しかし、引用部分一ないし六については、「社会的評価の低下」について述べたと同じく、そこにおいて「非難等」がなされていなければ被引用部分の執筆者について名誉感情侵害が成立しないとすることについては問題がある。やはり、引用の趣旨・目的を考慮して被引用部分がどのように理解されるかを考慮することが必要であると考えられる。

以上、本判決は、「社会的評価の低下」に関しては、引用部分一ないし六については、「特定の個人の人格を評価したり、行動を非難したりするものではなく、三坂小学校や同小学校の当時の在校生あるいは卒業生を非難等するようなものもない」ということから、控訴人らについてこれを否定し、引用部分七および八については、「非難等」がなされているとしても、控訴人らに向けられたものではないということから、これを否定している。これは、本件書籍における引用部分の記述が控訴人らを「非難等」して「社会的評価の低下」をもたらしものであるとの理解に対して、そのような内容のものではないとして、「社会的評価の低下」を否定しているものと解されるのである。すなわち、控訴人らは本件書籍の記述を被引用部分の執筆者のみならず控訴人らも含めた三坂小学校の元生徒たち

に対する「非難等」として受け止めているが、本判決は、一般読者の普通の注意と読み方を基準にすると、そのような内容として捉えることができず、その対象は執筆者に限定されるとして、控訴人らの「社会的評価の低下」を否定したものと解される。名誉感情侵害に関しては、引用部分一ないし六については、「特定の個人の人格を評価したり、行動を非難したりするものではなく、三坂小学校や同小学校の当時の在校生あるいは卒業生を非難等する」ものでもないということから、控訴人らについてこれを否定し、引用部分七および八については、被引用部分七および八の各執筆者の「名誉感情の侵害」をもたらしうるものであるとしても、「それ以外の特定の者や、三坂小学校や同小学校の当時の在校生あるいは卒業生を非難等するものではない」ということから、控訴人らについてこれを否定している。本件書籍における引用部分の記述が控訴人らに向けられた「非難等」ではないということから名誉感情侵害を否定しているのは、その判断が一般読者の普通の注意と読み方を基準にしてなされたからであるが、そうすると、この点については問題が残るといえる。⁽⁴⁸⁾繰り返しになるが、本判決は、引用部分一ないし六については、特定の個人等について「非難等」をするものではないから、およそ「社会的評価の低下」や名誉感情侵害をもたらしうような表現ではないとして、控訴人らの「社会的評価の低下」や名誉感情侵害を否定している。しかし、特定の個人等を「非難等」するものでないということから、「社会的評価の低下」も名誉感情侵害も否定することについては、その理由は明らかでないといわざるをえなかった。ただ、「非難等」がないということから「社会的評価の低下」を否定し、これとともに同じ理由で名誉感情侵害も否定していることからすると、「社会的評価の低下」と名誉感情侵害とを重ねて理解しているものと解することができるかもしれない。それゆえ、「社会的評価の低下」を否定した本判決においては、名誉感情侵害も否定されたと考えることもできる。次に、引用部分七および八については、そこで対象とされている者（被引用部分の執筆者）にとつては「社会的評価の低下」や名誉感情侵害の可

可能性があるとしても、それ以外の者に向けられた「非難等」ではないとして、「社会的評価の低下」および名誉感情侵害を否定している。問題表現において「非難等」がなされているとしても、それを主張する者に向けられたものではないというのであれば、その「社会的評価の低下」が否定されるのは当然であるといえる。しかし、名誉感情侵害については、そうでないことは先に述べたとおりである。そうすると、本判決が、「社会的評価の低下」を否定した場合と同様に、問題表現がそれによる名誉感情侵害を主張している者に向けられたものでないということと理由にこれを否定しているということは、名誉感情侵害を「社会的評価の低下」と重ねて理解しているものと解することができるようにも考えられる。それゆえ、「社会的評価の低下」が否定されている本件においては、名誉感情侵害も成立しないという結論が導かれたと考えることもできる。

(五) 小括

三では、「社会的評価の低下」の判断と名誉感情侵害の判断とが直接に関連することなく、それぞれ別個に結論が導かれたと考えられる裁判例を、その結論の違いから4つの類型に分けて検討してきた。(一)「社会的評価の低下」も名誉感情侵害も認めている裁判例、(二)「社会的評価の低下」は認めるが、名誉感情侵害を認めない裁判例、(三)「社会的評価の低下」は認めないが、名誉感情侵害を認める裁判例、(四)「社会的評価の低下」も名誉感情侵害も認めていない裁判例、である。各類型ごとに取り上げることのできた裁判例の数が少ないため、各類型における判断の傾向や特徴を示すことはできないが、少なくとも、(一)と(四)に属する裁判例では、「社会的評価の低下」と名誉感情侵害がいずれも肯定あるいは否定されるという、同一の結論が導かれているので、それぞれどのよ

うな判断がなされたのか、結論が同一になったことについて、何か実質的な関連性を見ることができるといっただ点に関心があつた。他方、(二)と(三)に属する裁判例においては、「社会的評価の低下」と名誉感情侵害について、一方を肯定し他方を否定した裁判例なので、両者の判断の相違がより明確に示されているのではないかという点に関心があつた。そして、このような関心のもとで各裁判例の検討を行つてきた。

これらの裁判例を、二で取り上げた裁判例も含めて、検討していくことを通じて、「社会的評価の低下」の判断および名誉感情侵害の判断に何か特徴的な傾向が見られるか、また、両者の判断の間にもどのような関連性を見ることができるか、そして、さらに、名誉と名誉感情(ないし名誉毀損と名誉感情侵害)とがその関係性のなかでどのように捉えられているのか、という点が本稿での中心的な関心である。しかし、これらの点については後に「(四まとめ)で」検討を加えることにして、以下では、三で取り上げた裁判例において、「社会的評価の低下」と名誉感情侵害について具体的にどのような判断が示されていたかを改めて簡単にまとめておくことにする。

まず、(一)では、東京地判平成二三年二月九日を取り上げた。ここでは、名誉毀損に関して、「社会的評価の低下」が認められるためには事実の摘示が必要であり、その摘示された事実の内容(表現内容)によってその有無が判断されるとされていた。他方、名誉感情侵害は「いたずらに悪辣な言辞を用い」ということからこれを認めていたが、実際には、「社会通念上許される限度」¹⁾受忍限度に関する総合的判断がなされていたと考えられる。すなわち、そこでは、「表現内容」が事実摘示を欠く誹謗中傷であることを前提として、表現方法、表現の場(状況)などの表現態様によって(さらには、判示されているわけではないが、おそらく原告の社会での地位・立場も含めて)判断されたものと解される。ここでは、事実の摘示がなされていることは「社会的評価の低下」の判断に向かい、事実の摘示を伴わない誹謗中傷は名誉感情侵害の判断へ向かうものと考えられている。そして、「社会的

「評価の低下」は表現内容(摘示事実の内容)によって、名誉感情侵害は表現態様によって判断されるという考えが見られる。なお、この判決は、原告から名誉感情侵害の主張がなされていないにもかかわらず、これを取り上げてその成立を認めたものであり、この点においては(三)(イ)の東京地判平成十五年七月八日と同じである。しかし、名誉毀損を認めると同時に名誉感情侵害も認めている点で、「社会的評価の低下」を認めなかった本判決と異なる。

(二)においては、東京地判平成二七年三月二四日を取り上げた。ここでは、問題表現において摘示された事実の内容(表現内容)に基づいて「社会的評価の低下」を認めている。他方、名誉感情侵害については、「名誉感情の侵害」が生じていると解されるけれども、当該表現における「表現方法が著しく誹謗中傷的である」とまではいえないので、「社会通念上許される限度を超えるもの」ではなく、名誉感情侵害は成立しないとされている。ここでは、「社会的評価の低下」は表現内容(摘示された事実の内容)により判断し、名誉感情侵害(「名誉感情の侵害」が「社会通念上許される限度を超える」か否か)は表現態様により判断するという考えが示されている。この点、(二)の東京地判平成二三年二月九日と同様の考えが見られる。

(三)では6件の裁判例を取り上げた。少ない数の裁判例についての検討ではあるが、(二)の裁判例と比べて、ここで取り上げる裁判例の数のほうが多かったというのには、「社会的評価の低下」が否定されても、名誉感情侵害が認められる場合が比較的多いということであり、「社会的評価の低下」を認めることは、名誉感情侵害を認めるよりも難しい場合が多いのではないかということを伺わせる。さて、ここでは、その内容に応じて4つに分けたので、順次見ていくことにする。まず、(ア)では東京地判平成二五年二月二〇日を取り上げた。ここでは、名誉毀損に関して、表現内容が単なる誹謗中傷のみであり事実摘示を欠いているから、「社会的評価の低下」はないと判示されている。他方、名誉感情侵害については、表現内容が事実摘示を欠く誹謗中傷であることを前提として、

誹謗中傷がなされた場、誹謗中傷に用いられた言辞（表現方法）、誹謗中傷の頻度およびその内容など、表現態様に関する諸要素を総合的に判断し、その侮辱性の強さにより名誉感情侵害を認める結論が引き出されている（受忍限度に関する総合的判断）。ここでも、（一）・（二）の裁判例と同じく、「社会的評価の低下」は表現内容により、名誉感情侵害は表現方法を含めた表現態様により判断するという考えが見られる。

次に、（イ）では東京地判平成一五年七月八日を取り上げた。ここでは、問題表現が中傷・揶揄のみであり、事実摘示を伴わないことから、「社会的評価の低下」を否定している。他方、名誉感情侵害については、問題表現（投稿）が中傷・揶揄であること（表現内容）、「不穏当な表現」・「品性を欠く表現」で（表現方法―中傷・揶揄に用いられた言辞）、インターネット上の掲示板のような「公の場」で行われている（中傷・揶揄の場）ことから、「名誉感情の侵害」を認め、そして、「取締役らを従業員が名指しで直接に」中傷・揶揄している（当事者の関係）ことから、「社会通念上受忍すべき範囲を超えたものである」として、名誉感情侵害を肯定している。本判決が判示の上では「当事者の関係」をもって受忍限度を超えるものと判断したことは、名誉感情侵害がきわめて主観的なものであることを示すものであり、本判決の特色を示しているといえる。しかし、繰り返しになるが、本判決が、名誉感情侵害を認めるについて行ったのは、表現内容、表現方法、表現の場、当事者の関係（そして、これらに加えて、頻度）など、受忍限度に関する総合的判断であると解される。

続いて、（ウ）であるが、ここでは2つの裁判例を取り上げたが、いずれも問題表現が画像（漫画、DVD）であること、そして、名誉毀損・名誉感情侵害を主張しているのが、その画像のモデルとされた者である点の特徴である。（i）東京地判平成二二年七月二八日では、ある漫画において、原告の外貌とそっくりに描かれている登場人物の一人が、「愚連隊のリーダー」であり、犯罪行為を犯したり、みっともない姿をさらたりしている侮辱的な

描写がなされていたが、この問題表現の内容がフィクションであることが明らかことから、「社会的評価の低下」を否定している。つまり、一般読者が、問題表現(漫画)の内容を原告について真実のこととして受け止めることはないからである。これは、事実摘示を欠く場合に、「社会的評価の低下」を認めないのと同じである。言い換えれば、本件漫画においても事実摘示はあるが、それはその漫画の登場人物についてのものであり、そのモデルとなった原告についてのものではないので、原告についていえば、事実摘示がないということになる。これに対して、名誉感情侵害については、本件漫画が掲載された(侮辱の行われた)場、侮辱の内容・態様(描写の内容)、そして、原告が社会において占める地位・立場などから判断される侮辱性の強さを考慮し、さらに、漫画の登場人物がモデル(原告)と同一可能とされている理由(必要性)も考慮に入れて判断し、これを認めている。ここでも、受忍限度に関する総合的判断がなされているといえる。なお、この最後の点(同一可能の理由ないし必要性の考慮)は、これを考慮していない次の(ii)の裁判例と比べて本判決の特徴であるということが出来る。次に、(ii)東京地判平成二四年九月六日では、問題表現は、原告と容易に同一可能な主人公が侮辱的な扱いを受けている性行為の場面を内容とするアダルトDVDであったが、(i)の東京地判平成二二年七月二八日と同じく、その内容が荒唐無稽のフィクションであるということから、「社会的評価の低下」を否定している。一般閲覧者がこのDVDの内容を原告について現実のことであると認識することはないからである。名誉感情侵害については、アダルトDVDの主人公が原告と容易に同一できることから「名誉感情の侵害」を認めたいうえで、表現の場(手段)が市販のDVDであること、表現内容・態様(描写の内容)、対象者(原告)の社会的地位(国会議員)などから判断して、「社会通念上許される限度を超える」との判断を示している。受忍限度に関する総合的判断がなされている。

最後に、(エ)であるが、ここでも二つの裁判例を取り上げたが、同一事件の第一審判決(i)東京地判平成一

三年二月二六日」とその控訴審判決（(ii) 東京高判平成一三年七月五日）である。名誉毀損に関しては、いずれの判決も、「記事の内容が名誉毀損に当たるというためには、記事の内容それ自体が、一般読者に真実らしく受け取ることができる程度に明確でなければならない」という判断基準を示したうえで、本件週刊誌の記事において原告（有名女優）について「あの女は雪女」とか「日にあたる」と溶けてしまう雪女」などという記載がなされていても、一般読者にはその意味するところが不明であるということ、そして、これに加えて、(i) 東京地判では、一般読者は、このような表現を真実として受け取らないのが通常であるということから、(ii) 東京高判では、このような表現は被控訴人（原告）の「日常生活行動を侮辱的に揶揄するものであることを認識する」にすぎないということから、「社会的評価の低下」を否定している。他方、名誉感情侵害については、(i) 東京地判では、「一般人の感受性を基準として、……芸能人としての原告の立場に立った場合、『あの女は雪女』という表現及び顔写真の掲載は、自らを侮辱するものとの印象を受けるものと推認できる」ということから、これを認めている。しかし、このような判断をする理由は明らかでないといわざるをえなかった。また、(ii) 東京高判では、「被控訴人の日常生活行動を侮辱的に揶揄するもの」であるといわざるをえなかった。いずれについても、名誉感情侵害を認めている。しかし、この判断についても、その理由が明らかでないといわざるをえなかった。いずれについても、名誉感情侵害をきわめて緩やかに認めていると評価できるものであり、その背景には、これらの判決当時、名誉毀損における慰謝料額高額化傾向のなかで名誉保護の強化が進められており、このような傾向が名誉感情の保護にも及んでいたかのようにも理解できたのであった。この意味では、これらの2つの裁判例は特殊な取扱いがなされた裁判例であると考えられることができる。

(四) では一〇件の裁判例を取り上げた。ここでも、少ない数の裁判例についての検討ではあるが、他類型の裁判例と比べて、ここで取り上げる裁判例の数が最も多かったというのは、原告が名誉毀損（社会的評価の低下）あ

るいは名誉感情侵害を主張して訴えを提起しても、いずれも否定されることが多いということであり、問題表現に対する原告の受け止めと裁判所(ないし通常人)の受け止めとが相違することが多いということでもある。そして、「社会的評価の低下」が否定される場合には名誉感情侵害も否定されることが多いということを伺わせる。ここでは、判決文から見て「社会的評価の低下」を否定する理由と名誉感情侵害を否定する理由とが同一ではないと捉えられるものと同一であると捉えられるものとに大別することができる。

まず、前者に属する裁判例について見ていくと、これらはさらに三つに分けることができる。(ア)、(イ)そして(ウ)がこれに該当する。(ア)では四件の裁判例を取り上げた。これらの裁判例は、問題表現において「社会的評価の低下」をもたらし事実の摘示がないとして名誉毀損を否定し、著しく侮辱的な表現などがないことから名誉感情侵害を否定している裁判例である。まず、(i)名古屋高判平成二三年一〇月二五日は、名誉毀損に関して、かなり特徴的な見解を示しており、「社会的評価の低下」をもたらし表現とは、「反社会的・反倫理的行為等がなされた」「事実」を摘示するものであることを要するとして、表現内容についてかなり限定的な態度をとっている。そのため、協会(被控訴人Ⅱ被告)が、その機関誌において、協会の支部の事務局長(控訴人Ⅱ原告)について除名決議採択の提案、退会勧告を行い、その理由として同人が支部長を差し置いて支部長代行の肩書で活動し支部を混乱に陥れているということなどを記載しても、その記載は「反社会的・反倫理的行為等がなされた」との事実を示すものではない」として「社会的評価の低下」を否定している。これは、「社会的評価の低下」のためには「事実」の摘示が必要であり、しかも、その事実は、客観的にみて、「反社会的・反倫理的行為等がなされた」ことを内容とするものでなければならぬということである。問題表現に対する控訴人の受け止め方とかなり異なるものであり——控訴人は、本件機関紙において、自己について除名決議採択の提案などがなされ、その理由として支

部を混乱に陥れているなどの記載がなされたことをもって、十分に自己の「人格的価値に対する社会的評価」を低下させるものであると考えているはずだからである——、「人格的価値に対する評価の低下」をもたらすものであるといえるためには、摘示された事実が「反社会的・反倫理的行為等がなされた」というものであることが必要であるといふかなり限定的な見解をとるものであると解される。これに対して、名誉感情侵害に関しては、「表現内容が著しく下品、侮辱的、誹謗中傷的であるなど、社会通念上は認し得ない内容である」ことが必要であるとして、本件ではこれを欠くことから、名誉感情侵害を否定している。確かに、支部の事務局長が支部長代行の肩書で活動して、支部を混乱に陥れているといっただけの表現内容では、「著しく下品、侮辱的、誹謗中傷的」ということに該当しないといえる。そして、この判決がその基礎において、名誉感情侵害を不法行為として認めることそれ自体についてかなり消極的な態度をとっているものであることを考えると、名誉感情侵害は「社会的評価の低下」によって精神的苦痛を生ぜしめられることであると理解していると捉えることができるものであった。それゆえ、本判決においては、「社会的評価の低下」の判断と名誉感情侵害の判断との間に形式的には直接の関連性を認めることはできないが、原則として「社会的評価の低下」が認められない場合には名誉感情侵害も認められないという、実質的な関連性を見出すことができる。

次に、(ii) 東京地判平成一七年一二月二七日では、原告から「社会的評価の低下」をもたらすと主張された事実が「人格的価値に対する評価の低下」をもたらす表現ではないと理解されることから、「社会的評価の低下」が否定されている。たとえば、代理母制度に関して原告が「生みの親より育ての親。」などと発言したとのテレビ放送は、視聴者に原告が分婉を軽視しているとの印象を与えるととして、「社会的評価の低下」をもたらすと主張されたが、そのようには理解されない(分婉より養育を重視すべきであるとの主張と理解される)として、これを否定

したものである。名誉感情侵害については、格別に侮蔑的表現が用いられていなければ、名誉感情侵害は成立しないとして、これを否定している。「生みの親より育ての親。」などと発言したとの事実を摘示しても、格別に侮蔑的表現が用いられていないことは明らかである。ここでは、「社会的評価の低下」がない場合には、原則として、名誉感情侵害もないという前提のもとに、例外的に、格別に侮蔑的表現が用いられているときには、名誉感情侵害が成立しうるという見解が示されていると考えられる。また、「社会的評価の低下」は表現内容(摘示事実の内容)で判断し、名誉感情侵害は表現態様で判断しようとする考えが見られる。

続いて、(iii) 東京地判平成一八年一月一八日では、名誉毀損に関しては、問題表現において摘示された、原告が「社会的評価の低下」をもたらずと主張した事実が、原告の理解するような内容の事実ではないとして、「社会的評価の低下」が否定されている。週刊誌の見出し「特集」『X₂、社長拉致』で新聞が書けなかった『社内抗争』と『ホモ』写真』について、原告X₂は、自己が「男性同性愛者であり、それを裏付ける写真が存在するとの事実」を摘示するものであると主張したが、当該見出しはそのような事実を摘示するものではないとして、「社会的評価の低下」を否定したのである。つまり、原告が「社会的評価の低下」をもたらず事実摘示であると主張するものは、「人格的価値に対する評価の低下」をもたらずものではなかったということである。名誉感情侵害に関しては、「表現態様が著しく下品ないし誹謗中傷的であるなど、社会通念上許される限度を超える侮辱行為」がこれを成立させると判示したうえで、これを否定している。ここでは、「社会的評価の低下」は表現内容(摘示事実の内容)で判断し、名誉感情侵害は表現態様で判断しようとする考えが見られる。この点、(ii) の東京地判平成一七年一二月二七日と同じである。

(iv) 東京地判平成二四年一月二九日では、名誉毀損に関しては、「社会的評価の低下」をもたらずと原告か

ら主張された事実（従業員のみがいなさの公言・管理職への暴言があったとする事実）が「叱咤激励」であるとして、「社会的評価の低下」を否定している。このような事実のみを摘示したとしても、それ自体として「人格的価値に対する評価の低下」をもたらすものであるとはいえないということである。名誉感情侵害に関しては、「社会通念上許される限度を超える侮辱行為」はないとして、これを否定している。ここでは、単に、「社会通念上許される限度を超える侮辱行為」ではないと判示するのみであり、その内容が示されていないが、(iii)の東京地判平成一八年一月一八日のように、「表現態様が著しく下品ないし誹謗抽象的である」場合に名誉感情侵害が成立するといったことが想定されているものと考えられる。そうすると、本判決は、少なくとも、事実摘示（表現内容）に関して「社会的評価の低下」が否定された場合には、他に「著しく下品ないし誹謗中傷的」といえるような表現態様がない限り、名誉感情侵害は否定されたとの考えを示していると解される。

以上、(ア)に属する四つの裁判例を見てきたが、ここで共通しているのは、名誉毀損に関しては、「事実」の指示はあるが、これが「社会的評価の低下」をもたらす内容のものではない、言い換えれば、問題とされた事実摘示の内容が、原告の理解とは異なり、「人格的価値に対する評価の低下」をもたらすものではないということから、これを否定しているということである（ただし、(i)の名古屋高判平成一三年一〇年二八日は、「社会的評価の低下」をもたらすべき事実の内容について特殊な見解を示していた）。これに対して、名誉感情侵害に関しては、受忍限度に関する総合的判断としての具体的な判断内容が示されることなく、「社会通念上許される限度を超える」侮辱が行われているとは認められないということから、これを否定している。(ii)の東京地判平成一七年一二月二七日ではこの点が明示されているわけではないが、「その表現にも格別侮蔑的なものはない」と判示しているところからして、おそらく同様であると解される。以上、これらの裁判例においては、「社会的評価の低下」の判断

は表現内容によって、名誉感情侵害の判断は表現態様によって行おうとする傾向が見られる。

次に、(イ)では、東京地判平成一六年一月一日を取り上げた。これは、名誉毀損に関しては、問題表現が「評価」(意見)の表明であり、事実摘示を欠いていることから「社会的評価の低下」が否定されるとするものである。ただし、本判決では、ここでいう事実とは、「社会的評価を客観的に低下させる具体的事実」であると判示されている。上司(被告)が部下(原告)の業務遂行状態(の悪さ)を摘示するとともに、原告の存在が「当SCにとっても会社にとっても損失そのものです。……」などと記載したメールを原告を含めて同じ職場の同僚たちに送信したが、これらの者が原告の業務遂行状態を職場の同僚として認識していたから、原告の業務遂行状態たる事実を摘示しても「社会的評価を客観的に低下させる」具体的な事実を摘示しているとはいえないとして、名誉毀損(「社会的評価の低下」)を否定したものである。摘示された事実の内容そのものが「社会的評価の低下」をもたらすものか否かという抽象的な判断ではなく、当該事実が摘示されたことによって実際に「社会的評価の低下」が生じるか否かという視点から「社会的評価の低下」の有無を判断しようとする点に特徴があるといえる。これに対して、名誉感情侵害に関しては、部下(原告)の業務遂行状態(の悪さ)に対する上司の「評価」(意見)が「原告に対する業務指導の一環として行われたものである」ということから、これを否定している。換言すれば、「評価」(意見)が「業務指導の一環」、つまり、意見としての相当性を有するものであることから、本件メールによって原告に生じたと考えられる「名誉感情の侵害」は、社会通念上許される限度を超えるものではないと判断したということであろう。なお、本件については、名誉毀損に関して、本判決のような取扱いのほかに、一定の事実を前提とする意見・論評による名誉毀損であると捉えることもできる。原告の業務遂行状態が他の職員と比べて劣っているという事実を前提として、先に挙げたような「評価」(意見)が加えられているとも考えられるからである。ただ

し、このように捉える場合には、まず、「社会的評価の低下」を認めるために必要と考えられる「事実」の捉え方が本判決とは異なることになる。本判決は、実際に原告の「社会的評価の低下」をもたらす事実か否かということから、「事実」か否かを判断しているが、この場合には、摘示された事実の内容そのものが「社会的評価の低下」をもたらすものか否かという判断をすることになる。したがって、本判決において「事実」であることが否定されている事実（本件メールに記載されている事実）が、「事実」として肯定されることになる。先に述べたように、この点をめぐっては、名誉毀損（「社会的評価の低下」）の要件となる事実摘示をどのように捉えるべきかが問われているといえよう。しかし、「事実」の捉え方を、本判決とは異なり、先に述べたように捉えると、本件については、最判平成九年九月九日の法理の適用が考えられる。そして、これにより名誉毀損が否定される場合には、本件メールに記載された上司の「評価」は、「意見としての相当性」を有している（意見としての域を逸脱していない）ことになり、同時に「社会通念上許される限度を超える」ものではないというように捉えることもできることになる。この意味では名誉毀損と名誉感情侵害とは連動することになる。

（ウ）では、東京地判平成二七年五月一八日を取り上げた。ここでは、問題表現の具体的内容が明らかではなかったが、名誉毀損に関しては、問題表現が「感想・評価」のみである（事実摘示がない）ということから「社会的評価の低下」を否定している。他方、名誉感情侵害については、当該表現が「一般人が閲覧しても、その具体的内容を十分に理解することが困難なものであるか、特に関心を持つようなものでもない」ということから「社会通念上許される限度を超え……るような侮辱行為」とは認められないとしている。ここでは、「社会的評価の低下」についても名誉感情侵害についても、それぞれ別個の判断が行われたうえで、否定の結論が示されている。しかし、いずれについても、その根底においては、問題表現が「そのまま社会に真実のこととして受け入れられるとは考えら

れない表現」ということを共通の理由にしているといえるものであった。つまり、「社会的評価の低下」がもたらされないことと「名誉感情の侵害」が「社会通念上許される限度を超え」ないことをパラレルに捉えていると解することができるのであった。

次に、後者に属する裁判例、つまり、「社会的評価の低下」を否定する理由と名誉感情侵害を否定する理由とが同一であると捉えられるものであるが、これには(エ)(オ)そして(カ)がある。まず、(エ)では、東京地判平成二六年三月五日を取り上げた。これは、事実摘示がないということから「社会的評価の低下」も名誉感情侵害も否定した裁判例である。事案は、インターネット上の掲示板に「ママの名前↓C! 金しかない! 嘘だらけの常識知らずや!」との書き込みがなされたというものである。名誉毀損に関しては、本件書き込みには、特定の事項は何ら記載されておらず、事実摘示を欠くため(意見・感想のみであるため)「社会的評価の低下」をもたらしものではなしていない。意見や感想の根拠となる事実が示されておらず、単に意見や感想だけが記載されていても、それが真実のことであると社会に受け入れられないため、「社会的評価の低下」は生じないということである。名誉感情侵害に関しては、具体的根拠が示されておらず、抽象的な文言が記載されたにとどまるため、社会通念上許される限度を超えて原告の名誉感情が侵害されたということはできないとしている。具体的根拠を示していないとは、見方を変えていえば、根拠となるべき事実の摘示を欠いているということであると解されるので、この点では「社会的評価の低下」の否定と同じ理由ということになる。ただ、「名誉感情の侵害」がなされた場合に、事実の摘示を欠くことによって、それが社会通念上許される限度を超えるものではないと判断された理由については、明らかではない。むしろ、「執拗といえるほど多数回にわたって」行ったものではないとか、「著しく下品、侮辱的、誹謗中傷的である」というものでもないといった、本件書き込みの態様をも考慮に入れて、社会通念上許される限度

を超えるものではないと判断したものと捉えるほうが妥当であると考えられた。

(オ) では二件の裁判例を取り上げたが、ここでは、問題表現が原告に向けられたものではない、あるいは向けられたものであることが「明らか」ではないということから、「社会的評価の低下」が否定されるとともに、名誉感情侵害も否定されている。まず、(イ) 札幌地判平成一四年六月二十七日では、問題表現が原告に向けられたものではないということから、「社会的評価の低下」も名誉感情侵害も否定されている。具体的に述べれば、問題表現(「アイヌ史料集」の記載)が現在のアイヌ民族およびこれに属する個人を対象とするものではない(原告らに關する記述なし、現在のアイヌ民族に対する差別表現なし)ことから、アイヌ民族たる原告らの「社会的評価の低下」も名誉感情侵害も否定したのである。ただし、名誉感情侵害に關しては、その判断方法として、「侵害された主張する者の主観的な事情だけでなく、行為者がした表示の内容、表現、態様等の具体的事情、侵害されたと主張する者の客観的な事情も総合して検討されるべきである」、つまり、受忍限度に關する総合的判断をとるべきことが示されている。しかし、判決文からは、実質的には、否定の主要な理由としては、原告に向けられた表現がなかったということであると解されたのであった。「社会的評価の低下」と名誉感情侵害とはその判断基準を異にするけれども、本判決では、いずれについても否定の根拠が(一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば)「問題表現が原告に向けられていない」ということであつたが、これは、本判決においてはそうであつたということである。「問題表現が原告に向けられていない」場合には、「社会的評価の低下」は否定されることになるが、名誉感情侵害の場合には、対象者の主観が問題となるため、必ずしも否定されるとは限らないからである。

次に、(ii) 東京地判平成一七年七月一日であるが、ここでは、名誉毀損に關しては、被告書籍には「原告ら個人に關する事実や評価が記載されていない」ということ、そして、「原告らが三坂小学校の元生徒であることは、

三坂小学校の関係者以外には一般に明らかでない」ということから、「社会的評価の低下」が否定されている。つまり、問題表現が一般読者にとって原告らに向けられたものであるということが明らかでないことから、「社会的評価の低下」が否定されているのである。名誉感情侵害に関しては、本判決は、判断基準として「表現行為が著しく侮辱的、誹謗抽象的であって、社会通念上許される限度を超え、一般的に他人の名誉感情を侵害するに足りると認められる場合でない限り、名誉感情の侵害を理由とする不法行為は成立しない」と判示している。しかし、その適用としては「原告らが表現行為の相手方になっていないかどうかは明らかでなく、社会通念上許される限度を超えているとはいえない」として、被告書籍の記述による名誉感情侵害を否定している。ただし、この点に関しては、「原告らが表現行為の相手方になっているかどうかは明らかでない」ということと、「社会通念上許される限度を超えているとはいえない」ということとの関係が明らかでなく、①前者が後者の理由になっていると捉える理解と②前者と後者がそれぞれ名誉感情侵害を否定する理由となっていると捉える理解とが可能であった。しかし、判決文を素直に読めば、①のように理解するのが妥当であると考えられる。そうすると、問題表現の対象者が原告らであることが明らかでないことから「社会的評価の低下」を否定し、同じく明らかでないことから、「名誉感情の侵害」が「社会通念上許される限度を超え」ることを否定しているといえる。「社会的」評価の低下を否定したことが、同時に、「名誉感情の侵害」が「社会通念上許される限度を超え」ることを否定したことと結びついている。それゆえ、「社会的評価の低下」による精神的苦痛と名誉感情侵害による精神的苦痛を同じに捉えているという理解が可能になる。

(カ)では、知財高判平成一七年一月二二日を取り上げた。これは、(オ)(ii)の東京地判平成一七年七月一日の控訴審判決である。この判決では問題表現は二つに分けられ、一方(引用部分一〜六)については、①問題表

現が特定の者等についての人格や行動への評価、非難等をするものではないことを理由として、他方（引用部分七・八）については、②問題表現が控訴人（原告）に向けられたものでないことを理由として、「社会的評価の低下」も名誉感情侵害も否定したものである。前者（引用部分一～六）については、控訴人らが「社会的評価の低下」をもたらずと理解していた表現が、控訴人らの理解するような内容のものではないと判断されたものである。ただ、「非難等」がないという「社会的評価の低下」の否定と同じ理由で名誉感情侵害まで否定しているところから考えると、「社会的評価の低下」と名誉感情侵害とを重ねて理解しているものと解することができると考えられる。えられた後者（引用部分七・八）については、問題表現が控訴人らに向けられたものではないということから「社会的評価の低下」も名誉感情侵害も否定されているが、この判断が通常人の基準としてなされるものであることからすると、「社会的評価の低下」については妥当なとしても、名誉感情侵害については妥当なものではない。それにもかかわらず、問題表現が控訴人らに向けられたものでないことを理由に名誉感情侵害を否定していることを考えると、やはり、「社会的評価の低下」と名誉感情侵害とを重ねて理解しているものと解することができる。

注

- (1) なお、本件では、この他、E協会がAに対して支部活動停止の通知を行ったことについても名誉毀損が争われている。これについて、本判決は、当該通知についていわゆる公然性の欠如を理由として、「社会的評価の低下」を否定している。すなわち、「同通知は控訴人Aに対して送付されたにすぎないものであって、他の不特定多数の者に送付されたものではないから、この点において既に控訴人Aの社会的評価に影響を及ぼす態様のものではなく、同通知のみを捉えて名誉毀損行為というには足りない」と判示している。

(2) 本判決は、本件機関紙の記載が「不法行為を基礎付けるに足りる名誉毀損行為」に該当しないとする理由として、その記載内容が「Aについて」何等反社会的・反倫理的行為等がなされたとの事実を摘示するものではない。あるいはその記載内容によって「Aが」反社会的・反倫理的行為等をしたと帰結することは困難である」と述べていることからすると、「人格的価値について社会から受ける客観的な評価を低下させる内容の事実」を「反社会的・反倫理的行為等がなされた事実」に限定しているものと解される。

(3) 最判平成九年九月九日民集五一卷八号三八〇四頁。「ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあっては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、右意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、右行為は違法性を欠くものといふべきである……。そして、仮に右意見ないし論評の前提としている事実が真実であることの証明がないときにも、事実を摘示しての名誉毀損における場合と対比すると、行為者において右事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定されると解するのが相当である。」

(4) 最判昭和四五年一二月一八日民集二四卷一三号二一五一頁は「不法行為の被侵害利益としての名誉とは……社会から受ける客観的評価のことであり、……名誉感情は含まない」としている。

(5) 比較的早い時期に出された有名な判決としては、大阪高判昭和四四年一月二七日判時九六一号八三頁がある。最高裁として名誉感情侵害を認めたものとしては、最判平成一四年九月二四日判時一八〇二号六〇頁がある。また、最判平成二二年四月一三日判時二〇八二号五九頁は、インターネット上の掲示板への書き込みについて、その権利侵害性(プロバイダー責任制限法四条一項)の有無が争われた事案において、「本件書き込みは、……被告人名誉感情を侵害するにとどまる

ものであって、これが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に初めて被告人の人格的利益の侵害が認められ得るにすぎない。」と判示している。本判決は、結論においては、名誉感情侵害を否定しているが、社会通念上許される限度を超える侮辱行為が名誉感情侵害として人格的利益の侵害となることが判示されていると解される。なお、(iii)の後掲東京地判平成一八年一月一八日は、「名誉感情も法的保護に値する利益である」と判示している。

(6) もっとも、原告の主張では、本件放送においてどのようなことが「視聴者の共感を得られないような印象を与える」ものであると解しているのか明らかではない。原告が自分の要望を受け入れてもらえないために法務省を批判していると放送されたことにより、原告がわがままな者であるかのように視聴者に受け取られることを指しているのか、法務省（あるいは、政府）を批判していると放送されたことから、タレントとしてふさわしくなく行為をしているように受け取られることを指しているのか、あるいはまた、他者（法務省）を「批判」しているということとそれ自体がタレントとしてふさわしくない行為であると受け取られることを指しているのか、明らかでない。

(7) 原告の主張において示されている「視聴者の共感を得られないような印象を与える事実」というものが、およそ視聴者であれば誰でも共感しない事実を意味しているのか、「多くの」視聴者の共感を得られない印象を与える事実を意味しているのか明らかでないが、いずれにしても、このような事実の摘示によって「社会的評価の低下」が生ずるということについては疑問である。もちろん、「一部の」視聴者の共感を得られない印象を与えるということの意味しているのであれば、その通りである。ただ、そうすると、それをもって「社会的評価の低下」が生ずるといえるのは、原告の発言・行動に対して否定的な感想を持つ視聴者が出てくることによって、原告の人気を支える人が減るということを意味していると解されるが、これはこれで疑問といわざるをえない。原告のファンが減るかもしれないということが原告の「人格的価値に対する社会的評価の低下」と直結するとはいえないと考えられるからである。

(8) たとえば、前掲東京地判平成二三年一月九日(拙稿「名誉感情侵害と『社会的評価の低下』」(二))熊本法学一四二号五七頁以下参照。なお、以下では、この論文を「本稿(二)」と表記する。

(9) なお、本判決は、本文のように判示した後に、「もつとも、……『分婉しただけの人が親といえるでしょうか。』との発言については、これに反感を覚える人も一定程度いることは否定できないところであり、この点を捉えて原告に対する社会的な評価が低下したという見方もあながち理解できないものではない。そこで、念のため、……違法性阻却事由の有無……について判断する」としたうえで、原告の発言をテレビ放送したことについて、真实性の証明の法理を適用して違法性阻却を肯定している。

(10) なお、本件において、原告が「視聴者の共感を得られないような印象を与える事実を摘示することは、原告に対する社会的評価を低下させるものというべきである」と主張していることについて一言しておく。この主張は、要するに、原告は他者の共感の得られないような意見を表明してはいないにもかかわらず、そのような共感の得られない意見を表明したと的事实を公表するものであり、このことは、原告の「社会的評価の低下」をもたらすものであるという主張である。まして、原告が、視聴者の評価によってその存在・活動に大きく影響を受ける「タレントであることを考慮すると」他者の共感の得られない意見を表明したと放送されることは、その人気(評判)の低下につながりうるものであり、「社会的評価の低下」があったといえなくもない。原告の「タレントとしての人気(評判)」もまた「人としての人格的価値に対する社会的評価」であると考えられる場合には、そのようにいえるかもしれない。しかし、そもそもそのように考えることができるのか、また、ある意見が「他者の共感を得られない」ということは、当該意見に対する反対意見が数多くなされるということになるが、そのような意見を表明することがタレントとしての評価(人気)を下げることになるのか、この点は検討を要する問題である。

- (11) (i) の名古屋高判平成一三年一〇月二五日がまさにそうであったし、その他、たとえば、(iii) の後掲東京地判平成一八年一月一八日や (iv) の後掲東京地判平成二四年一月二九日も同様の判断を示している。
- (12) とりわけ、真実性の証明の法理などによって名誉毀損が否定される場合には、少なくとも「社会的評価の低下」が認められることが前提とされているのだから(本判決もその可能性を認めている)、そのかぎりでは、名誉感情侵害について具体的に判断する必要があると考えられる。この点については、別稿で検討する予定である。
- (13) 裁判例としては、たとえば、前掲東京地判平成二七年三月二四日、本稿(二) 六二頁以下参照。
- (14) 本件見出しについてX₂主張のような理解をすることに関して、次のような指摘がなされている。すなわち、「本件見出し中には『毎日社長「X₂」拉致』の文言があるが、毎日社長「X₂」と『ホモ写真』とがどのように関連するのかその記載自体からは明確でなく、それが、『毎日社長「X₂」の写真であるのか、真にどのようなホモ写真であるのか、などについては、本文を読まない限り明らかでない。したがって、本件見出しを読んだ読者が、本件見出しから『毎日社長「X₂」がホモであり、それを裏付けるようなホモ写真が存在する』というような理解をしたり印象を持つということは到底考えられないというほかない。」(塩崎勤「判例評釈」週刊誌の新聞広告等と名誉及び名誉感情毀損の成否」法政法科大学院紀要第三卷第一号(二〇〇七) 一三二頁。これは、本判決の控訴審判決(東京高判平成一八年一〇月一八日判時一九六四号四八頁)の判例評釈である。なお、この控訴審判決について、本件週刊誌の広告による名誉毀損の側面から検討した判例批評として、池端忠司「週刊誌における新聞社社長拉致事件における記事に関する新聞、車内等の広告について、名誉毀損の成立を認め、慰謝料等の支払いが命じられた事例」判例評論五八一号(二〇〇七) 一四頁(判例時報一九六五号一七六頁)がある。
- (15) なお、「同性愛者である」との事実が摘示されることによってX₂の「社会的評価の低下」が生ずると考える場合には、その理由が明確に示されなければならないと考えられる。本判決の控訴審判決(前注参照)は、本件記事そのものについてで

はないが、中吊り広告において「ホモ写真」という文言を用いたことが、 X_2 が男性同性愛行為を愛好する者であるとの誤解を与えかねない表現であることから、名誉毀損を認めている。そして、その理由として、同判決は、「現在の日本社会においては、同性愛者、同行為を愛好する者に対して侮蔑の念や不潔感を抱く者がなお少なくないことは公知の事実ともいえるのであって、このような状況において、控訴人「 X_2 」がかかる嗜好を持つ者と誤解されることは同控訴人の社会的評価を低下させるものといえることができる。」と判示している。しかし、このような判断が妥当か否かについては、少なくとも現在においては、大いに検討すべき問題であるといえよう。というのは、性的少数者の人権を考慮する場合には、性的少数者であるというだけでその「社会的評価の低下」を認めるといことになるのであり、およそ受け入れることのできない判断であると考えられるからである。なお、控訴審判決が中吊り広告について名誉毀損を認めたことにつき、塩崎・前掲判例評釈(前注参照)一三五頁は、次のように指摘している。「新聞や電車内の吊り広告等の情報伝達手段の特質に着目し、『ホモ』という言葉の差別性、揶揄性、嘲笑性、偏見性等を強調して、本件広告の…… X_2 に対する名誉毀損を肯定すべきであるとする本判決の判断は、一般読者の普通の注意と読み方を基準としてみた場合、想定外の『誤った深読み』というべく、『ホモ写真』という文言自体が、…… X_2 の名誉を毀損する不法行為が成立するとする本判決の判断には多大の疑問があつて、賛成することができないというほかない。」他方、窪田充見編『新註民法(一五)』(有斐閣、二〇一七)五〇四頁以下(水野謙)では、この判決に関連して、「社会的マイノリティという属性と『人格的』価値』について論じており、「社会的マイノリティとしての属性について偏見がある場合に名誉毀損を認めなくてよいのかについては、疑問が拭えない」とする。なお、この控訴審判決は、名誉毀損についてのみ判断を加えており、名誉感情侵害についての判断を加えていないので、本稿では取り上げていない。

(16) なお、 X_2 は、本件記事についても、これによる名誉感情害を主張しているが、その主張内容は必ずしも明らかではない。

X₂は、見出しによる名誉感情侵害の主張に続いて次のように主張している。「本件犯行は、性犯罪に類似した側面を有し、X₂にとって強姦事件に比すべき屈辱的体験であり、Yらが本件記事において、X₂の実名を挙げて必要以上に被害状況を克明に報道したことは、興味本位な読者に迎合するものであり、X₂に著しい屈辱的な精神的損害を与えた。AらがX₂に対して写真をばらまくと脅すことが社長辞任を強要する手段であったことを考えれば、Yらの詳細な犯行態様の報道は、Aらの破綻した計画を結果的に補完するものといえる。」この主張においては、本件記事がなぜX₂の「名誉感情」を侵害することになるのか明らかではない。本件記事によってX₂が屈辱を覚え、精神的苦痛を受けたことは理解できるが、なぜこれがX₂の「自己自身の人格的価値について有する主観的な評価」を低下させる（否定する）ものであるといえるのか、その理由が明らかでないのである。この主張では、あたかも、「屈辱的な精神的損害を与え」たことが名誉感情侵害と捉えているように解される。なお、本判決は、この点に関して、次のように判示している。「本件見出し並びに本件記事①及び⑥は、本件犯行の被害者であるX₂の実名を記載し、顔写真を掲載した上で、本件犯行の態様を本件仮装同性愛行為が行われたことを含めて報道するものであるところ、いかに犯罪の被害の報道ではあっても、犯罪被害者の氏名等を明らかにした上で、犯罪被害者が秘匿したいと考える被害の実情を、その必要もないのに詳細に報道することは、犯罪被害者のプライバシー等の人格的利益を侵害することにもなり、不法行為を構成することがあり得るといふべきである。」そして、その検討を加え、結果としては、プライバシー侵害を否定している。

(17) なお、本件における中吊り広告に関してであるが、次のような見解がある。「ホモ」「ホモ○○」なる表現は明らかにマイノリティーに対する差別表現であり、それが特定の人物に向けられる場合、ホモセクシユアルの事実の真否にかかわらず、名誉感情を侵害する侮辱表現に該当する。」(大石泰彦「判例研究」中吊り広告における侮辱的表現」青山法学論集第四八

巻第一・二合併号(二〇〇六)二八四頁)

(18) 本判決は、本文に挙げた判示部分に続けて、原告の「表明」や「発言」について「いささか思い上がりの感があります」との批判部分について、次のように判示している。すなわち、この批判部分は「一」意見又は論評として相当な範囲を逸脱するものとまではいえないこと、「二」原告会社が、かつては東証二部に株式を上場していた比較的規模の大きい会社であることを踏まえれば、原告らの行動に対する批判は、公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったものと評価する余地が十分にあることによれば、前記記載内容について、違法性阻却事由の存在をうかがわせる事情が存在しないとはいえない。」そして、結論として、本件記載により「原告の名誉に関して『権利が侵害されたことが明らかである』(法四条一項一号)とはいえない」と判示している。ここでは、前掲最判平成九年九月九日(前注3参照)の法理が考慮に入れられているようである。しかし、そもそも「表明」・「発言」が原告の「社会的評価の低下」をもたらすものでないと判断され、「思い上がりの感があります」という批判が「意見または論評として相当な範囲を逸脱するものとまではいえない」と判断されているのであれば、この最高裁の法理による違法性阻却の可否を検討する意味はないと考えられる。

(19) 本判決の「社会的評価の低下」の判断についての検討においては、本件投稿について、本判決の理解に従い、「原告が原告会社の従業員の不甲斐なさを外部に表明したり、能力が十分でない管理職従業員に対して、厳しい発言をしている」という内容であることを前提としていた。しかし、名誉感情侵害の検討においては、表現そのものが問題となるため、本件投稿の表現をそのまま用いて検討することにした。したがって、前者の検討では、「表明」・「発言」としているが、後者の検討では「公言」・「暴言」としている。

(20) たとえば、東京地判平成三年九月三〇日判時一四〇二号八六頁、本稿(二)九七頁〜九八頁(注4)参照。

(21) なお、この判断については、「職場内における名誉毀損」という表現が用いられていることからして、職場内の十数人の者

に対する事実摘示であっても「社会的」評価の低下がありうることを前提にしているようである。仮に、十数人に對して原告の人格的価値に對する評価を低下させるような表現がなされたとして、これをもって「社会的」評価の低下があるといえるかについては必ずしも疑問なしとはしないが、対象者の「職場」が「社会的活動の場」であることを考えると、そこにおいて「人格的価値に對する評価の低下」をもたらず表現がなされたのであれば、「社会的」評価の低下を認めてもよいといえよう（もちろん、この表現はメールによるものだから、これら十数人以外の者にも伝播する可能性はあるので、いわゆる伝播性の理論を肯定的に捉えて考えるのであれば、本件メールについて公然性を認めることができ、「社会的」評価の低下を認めることはできるといえる。）。

(22) なお、本判決は、この判断にあたって、「業務指導の一環」ということのほかに、「私的な感情から出た嫌がらせとは言えず、その内容も原告の業務に関するものととどまっておき」ということを判示しているが、後者は「業務指導の一環」ということの理由づけになっていると解される。特に「私的な感情から出た嫌がらせとは言えず」という部分は、パワーハラスメントであるという原告の主張に對応するものであろう。

(23) もちろん、これは、一定の事実を前提とした意見・論評による名誉毀損の成否の判断の際に用いられる最判平成九年九月九日の法理（前注3参照）が、違法性阻却あるいは故意・過失阻却のための要件の一つとして示しているものである。

(24) もちろん、最判平成九年九月九日の法理によつて名誉毀損が否定される場合には、問題表現について「意見の相当性」が認められていることだから、名誉感情侵害も否定されることになり、この限りでは両者の結論は一致することになる。

(25) なお、本判決は、本件書き込みについて、その公然性を伝播性の理論を用いて肯定している。すなわち、「スカイプチャットは、登録された一定のユーザーの範囲で会話をするものであるが、ある会話が行われた時点において登録されたユーザー

が別のユーザーを登録した場合、当該会話時点においてチャットルームに参加していなかったユーザーとの間でも、会話のログを共有し、後から参加したユーザーが以前のチャットを閲覧できる仕組みであることが認められる……。そして、会話のログは電子データとして共有されるものであるから、データを複製することでスカイプに登録された者以外の第三者に対しても短時間かつ容易に拡散させることが可能であるといえる。そうすると、本件のように実際に会話に参加していたユーザーが少数人数に限定されていたとしても、不特定多数の者に伝播する可能性がある」と判示している。

ただし、後に本文で記述するように、本判決は、本件書き込みによる名誉感情侵害を否定し、その理由として「一般人が……その具体的内容を十分理解できないあるいは特に関心をもつようなものでない」ということを挙げている。これは、言い換えれば、本件書き込みの内容が「社会（の通常人）に広く認識されるとはいえない」ということであり、見方を変えていえば、本件書き込みが「公然性」を有しないということと結果において同じことになる。そうすると、このことと、先にみたように、伝播性の理論を用いて「公然性」を肯定していることとの関係をどのように理解すべきかは問題となろう。(26) 問題とされた書き込みの内容が本判決登載のデータベース（LEX／DB文献番号二五五三〇一五〇）には示されていないため、その詳細は明らかではない。したがって、名誉毀損として取り上げられた書き込みがどのようなものであるかは明らかではないため、本判決が本件書き込みを「感想」や「評価」にすぎないと判断したことが妥当であったか否かを確認することはできない。

(27) なお、前注で述べたように、ここで取り上げられた書き込みの内容も明らかではない。しかし、ここで取り上げられた書き込みの一部は名誉毀損として取り上げられた書き込みと（問題表現の一覧表に付された番号からみると）重複しているので、名誉毀損として主張された書き込みと同じ書き込みが名誉感情侵害（侮辱）として主張されているものと捉えられる。

- (28) ただし、本判決では、本件書き込みがどのようなものであったか明らかでないため具体的に論じることができないが、本件書き込みの内容がその対象者の名誉感情を侵害する程度と、一般人の理解・関心との相関において、「社会通念上許される限度を超え」るか否かを判断したものと解することもできなくはない。
- (29) なお、本文で述べたことは、結局のところ、名誉毀損（「社会的評価の低下」）についても名誉感情侵害についても、その成立には「他者」の存在が関わってくるということであり、この点において、名誉毀損と名誉感情侵害との交錯が生ずることになる。この点に関わる問題点の指摘について、拙稿「名誉感情侵害」研究に関する覚書」熊本ロージャーナル一四号（二〇一六）三六頁～三七頁参照。
- (30) ただ、本判決が、本文に述べたような理解のもとで「社会的評価の低下」を否定したと解してよいかについては少々疑問もある。というのは、原告が本件書き込みについて「虚偽の事実を摘示するものであ」るから「原告の社会的地位を低下させるものである」と主張しているのに対して、本判決は、「特定の事項は何ら記載されて」いないから、「原告の社会的評価が低下したものである」と判示しているからである。そして、その前提として、「そもそも事実を摘示することにより名誉毀損が存するとして不法行為が成立する場合、問題とされている表現は、事実、すなわち証拠等をもってその存否を決することが可能な特定の事項を摘示していることを要する」と判示している。このような判示からすると、本判決は、原告は本件書き込みが「事実の摘示」であり、これにより社会的評価が低下したと主張しているが、本件書き込みは「事実の摘示」ではないので、「事実の摘示」により社会的評価が低下したという原告の主張は認められないと判断しているにすぎないとも考えられるからである。
- (31) このような裁判例としては、たとえば（ウ）の東京地判平成二七年五月一八日がある。
- (32) LEX／DB文献番号二五五二六九八五。本稿（二）六七頁以下参照。

(33) ただし、この点について、原告の主張に対応して判断を示しただけのことなのかもしれないが、本判決の判示の仕方を見ると、本件各図書における記述が「現在のアイヌ民族に対する差別表現」であったとすれば、「現在のアイヌ民族……の社会的評価を低下させ」うること、そして、「さらに、現在、アイヌ民族に属する原告ら個人の社会的評価を低下させ」うること、を認めるものであるようにも解される。端的に言い換えれば、「アイヌ民族」の「社会的評価の低下」をもたらす(差別)表現は、アイヌ民族に属する「特定の個人」の「社会的評価の低下」をもたらしうるとの前提に立っているように解される。そうであるとすれば、「アイヌ民族」の社会的評価とアイヌ民族に属する「特定の個人」の社会的評価とは別個のものであると考えられるので、なぜそのような理解をすることができるのか、原告らが主張するように「原告らの有する社会的評価において、アイヌ民族に属するということが本質的な重要性を有している」ということから、そのような理解ができるのか、その理由づけが必要であると考えられる。また、現在の「アイヌ民族」の社会的評価を低下させることが、これに属する「特定の個人」の社会的評価を低下させることにつながると考える場合、アイヌ民族に属する「特定の個人」の社会的評価とは、その個人の人格的価値に対するものであることは明らかであるが、「アイヌ民族」の社会的評価という場合、「特定の個人」についていう場合と同じく、「アイヌ民族」の人格的価値に対する社会的評価と考えることは難しいのではないか、それゆえ、「アイヌ民族」の何に対する社会的評価をいうのか明らかにする必要があると考えられる。

(34) 本判決は、「名誉毀損による不法行為が認められるかどうかは、当該行為によって、社会的評価が低下するかどうかによって判断されなければならない」と判示している。これは、原告が「アイヌ民族である原告らの民族の尊厳が公然と傷つけられた」から、「原告ら個人が有する社会的名誉が毀損されたといえる」という主張に対応して、これを否定する趣旨で判示されたものと考えられる。しかし、前注でも述べたように、ここにいう「社会的評価」とは何を指しているのか必ずし

も明らかではないが、この点はとりあえず留保しておくとして、「社会的評価の低下」は特定の者について生ずるものでなければならぬ。すなわち、名誉毀損が成立するためには被害者が特定していることを要する（窪田編・前掲書（注15）四九四頁参照）。したがって、本件各図書の記述によって「アイヌ民族」について「社会的評価の低下」がもたらされるとしても、「アイヌ民族」に対する名誉毀損が成立するということになるのか、また、前注でも述べたように、「アイヌ民族」について「社会的評価の低下」がもたらされるとしても、これによってアイヌ民族に属する「特定の個人」について「社会的評価の低下」（ないし名誉毀損）をもたらしことになるのかといえ、これらを当然には肯定することはできないであろう。ここにいう「特定の個人」という場合における「特定の」の範囲をどのように解するかによることになる。「アイヌ民族」を「集団」と捉える場合には、「集団が比較的小さく、かつ集団員が特定しているときには、このような集団に対する誹謗により、集団員に対する名誉毀損の成立する場合がある」（五十嵐清『人格権法概説』（二〇〇三、有斐閣）三六頁。ここでは、裁判例として、京都地判昭和五〇年七月一日判時八〇二号一〇五頁、大阪地判平成五年三月二六日判時一四七三号一〇二頁が挙げられている。）とする見解があるが、「アイヌ民族」という集団は非常に大きな集団であるから、これには該当しないと考えられる。他方、さいたま地判平成一三年五月一五日判タ一〇六三号二七七頁は、所沢産のほうれん草等の葉物野菜のダイオキシン含有濃度が高いと報じたテレビ放送について名誉毀損が争われた事案において、所沢市で農業を営む者三七六人が原告となること認めており、「所沢市内において野菜を生産する農家」という程度で原告らを特定するのに十分であるとしている（ただし、この点についての疑問として、紙谷雅子「判批」民商一三〇巻四・五号二七〇頁参照）。この考え方をさらに押し広げれば、「アイヌ民族」に対する「社会的評価の低下」をもってアイヌ民族に属する「個人」に対する「社会的評価の低下」と捉えることもできないわけではないが、「所沢市内では野菜を生産する農家」と「アイヌ民族」とでは集団の大きさが違いすぎる（後者のほうがはるかに大きい）ことを考えると、やはり、「ア

アイヌ民族」という集団を認めて、その「社会的評価の低下」をもって、そこに属する多数の「個人」の「社会的評価の低下」を認めるということも無理であると考えられる。

(35) なお、筆者としては、本件において名誉毀損が成立しないと結論を導くのであれば、本判決が示すように、過去のアイヌ民族に対する差別表現だから、現在のアイヌ民族に対する差別表現ではないというよりも、現在の「アイヌ民族」に影響を及ぼす表現ではあるが、これに属する「個人」の「社会的評価の低下」をもたらすものではないとするほうが論理的にすっきりすると考える。

(36) しかし、先に述べたように、祖父母・曾祖父母あるいは高祖父母などの(過去の)世代のアイヌ民族についてなされた差別表現(あるいは、その人格的価値に対する評価を否定するような表現)は、原告ら(現在の)アイヌ民族に対して影響を及ぼすものであると考えられる。そして、原告らが「自己がアイヌ民族に属しているということが人格の中核である」と捉えているのであれば、アイヌ民族に対する差別表現がこれに属する原告ら個人の名誉感情を侵害するものであると捉えることができなくもないと考えられる。

(37) ただし、この部分は、被告書籍においては、「三十七年七月に日中戦争が本格化したころから、京城の三坂小学校の生徒たちの帰宅後の最大の日課は出征兵士の列車を見送ることになった。」というように変更が加えられている。

(38) 被告書籍においては、引用部分七の直後に次のような記述がある。「これら『植民地下で通学していた昔の子供たちであるいまの年老いた日本人たちは、時には事前の連絡もなしに一〇人ぐらいまとまって学校へやって来て、放っておくと懐かしがりながら授業中でも勝手に学校の中を歩きまわる』ことがあり、韓国で響感をかっている」。

(39) 具体的には次の通りである。「他人の言動、創作等について意見ないし論評を表明する行為がその者の客観的な社会的評価を低下させることがあっても、その行為が公共の利害に関する事実に係り専ら公益を図る目的に出たものであり、かつ、

意見ないし論評の前提となつてゐる事実の主要な点につき真実であることの証明があるときは、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱するものでない限り、名譽毀損としての違法性を欠く。そして、意見ないし論評が他人の著作物に関するものである場合は、上記著作物の内容自体が意見ないし論評の前提となつてゐる事実に当たつるから、当該意見ないし論評における他人の著作物の引用紹介が全体として正確性を欠くものでなければ、前提となつてゐる事実が真実でないとの理由で当該意見ないし論評が違法となることはないものと解される（最高裁平成…一〇年七月一七日第二小法廷判決・裁判集民事一八九号二六七頁）。／…引用部分ないし六は、戦前の朝鮮半島在住日本人の植民地支配加担の具体例という位置付けで記載されているものと解されなくもない。しかしながら、本件においては、上記各引用部分の記載内容は、被告Tの見解を例証する歴史的事実であり、その引用紹介が全体として正確性を欠くものとはいえないから、これが違法となることはない。／また、引用部分七及び八は、戦前の朝鮮半島在住日本人のうちの一部の者が戦後に行つてゐる無邪気な言動により、韓国人の心情が害されてゐるとの趣旨で記述されている。しかしながら、本件においては、これらの各引用部分の記載が原告らに対する人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものとはいえない。／すでに、被告書籍における「引用部分の記載内容」が誰を対象としてゐるものか明らかでないために、原告らの「社会的評価の低下」は生じないと判断したのであれば、この判示部分は不要ではないかと考えられる。しかし、本判決の結論を補強する根拠づけのために、別の視点から本件における名譽毀損の不成立を示すために判示されたものと考えられる。

(40) ただし、この点については、前注33で示した問題とパラレルに考えることができよう。

(41) この点は、原告らが本判決の控訴審である（カ）の知財高判平成一七年一月二一日において主張してゐるところである。

(42) この点については、（オ）（i）の札幌地判平成一四年六月二七日に關してすでに述べたところである。

(43) 「原告らが表現行為の相手方になつてゐるかどうかは明らかでない」ということも含めて「表現態様」によつて、名譽感

情侵害の成否が判断されているということもできる。

(44) なお、本判決において明示されているわけではないが、名誉感情侵害が否定された実質的な理由として筆者が考えるところをごく簡単に述べておきたい。先にも述べたように、本判決は、名誉毀損を否定するにあたって、「なお書き」としてではあるが、最判平成一〇年七月一七日が示した法理を用いて、被告書籍における「引用部分の記載内容」について違法性阻却を認めている。とりわけ、引用部分七および八については、次のように判示して、その違法性を阻却している。「戦前の朝鮮半島在住日本人のうちの一部の者が戦後に行っている無邪気な言動により、韓国人の心情が害されているとの趣旨で記述されている。しかしながら、本件においては、これらの各引用部分の記載が原告らに対する人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものとはいえない。」(引用部分一ないし六については「意見ないし論評としての域」の逸脱の有無が問題となるような記述ではない。)原告らは、名誉感情侵害についても、この判示部分の前半部分のような受け止め(「戦前の朝鮮半島在住日本人のうちの一部の者が戦後に行っている無邪気な言動により、韓国人の心情が害されている」)のもとに、その成立を主張したが、本判決は、「社会通念上許される限度を超えているとはいえない」と判示して、その成立を否定している。そうすると、本判決は、被告書籍における「引用部分の記載内容」が、「人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したもの」といえないということと同時に、「名誉感情の侵害」が「社会通念上許される限度を超え」るものとはいえないということを判示しているのであり、両者をパラレルに捉えていると考えられる。ということとは、一定の事実を前提とした意見・論評による名誉毀損が否定された場合には、名誉感情侵害も否定されるというように、名誉毀損の否定を名誉感情侵害の否定に結びつけて考えることが可能になる。このような点については、真实性の証明あるいは誤信相当性の証明の法理を含めた違法性阻却法理などによる名誉毀損の否定と名誉感情侵害の成否との関係として、改めて検討しなければならない問題である。

(45) 原判決は、(引用部分七および八を含めて)「そもそも、被告書籍には、原告ら個人に関する事実や評価が記載されていない」ということに加えて、「社会的評価の低下」がありうるとしても、被告書籍の記載が特定の者(つまり、原告ら)を対象としていることが明らかではないことから、「社会的評価の低下」を否定していた。しかし、これに対して、原告らは、三坂小学校の社会的評価が低下する場合には、その生徒たちの社会的評価も低下すると主張しているのであるから、この点についての判断が必要であったと思われるのである。そして、この点については、(オ)(i)の札幌地判平成一四年六月二十七日について述べたと同じく、集団(学校)の社会的評価とその構成員(生徒)の社会的評価とは同じものであると考えることができるのか、そして、前者が低下すると後者も低下するといえるのか(両者の関係はどうなのか)、という問題がある。

(46) 「社会的評価の低下」が生ずるか否かは、一般読者の普通の注意と読み方を基準とするわけだから、たとえば、Tの文章の中にDの文章が引用された場合に、一般読者はTの文章の趣旨のもとにDの文章を理解することになる。本件に即していえば、引用部分三は、「その頃から、出征兵士の列車を送ることが、私の帰宅後の最大の日課となった。」という文章であるが、これが被告書籍においては、「三七年七月に日中戦争が本格化したころから、京城の三坂小学校の生徒たちの帰宅後の最大の日課は出征兵士の列車を見送ることになった。」という形で引用されている。そうすると、この引用部分三は、三坂小学校の生徒であった執筆者が単にその頃を振り返って、当時の生活の一端を記載したにすぎないものであるが、これが「侵略・戦争の遂行の一翼を担っていた」ことの例証であると評価・表現されると、一般読者は、三坂小学校の生徒あるいはこの引用部分三の執筆者について「侵略・戦争の遂行の一翼を担っていた」との印象を持つかもしれないのである。そうすると、三坂小学校の生徒あるいはこの執筆者の「社会的評価の低下」をもたらすことがありえないとはいえないと考えられる。つまり、Tの著作の中にDの文章が引用されている場合に、Tがこれを通じてDを非難等している場合

に「社会的評価の低下」が問題となりうることはもちろんだが、そのような非難等がなくても、TがDの文章を引用した趣旨・目的などから、一般読者の通常と読み方を基準として、「社会的評価の低下」が生じると判断できる場合もあるといわなければならない。もちろん、だからといって、当該引用によって名誉毀損が成立するというわけではなく、先に挙げた最判平成一〇年七月一七日の法理などの適用を考えなければならないのは当然である。

(47) ただし、先に述べたように、原告らが主張している「三坂小学校自体の社会的評価が客観的に低下する場合にその生徒であった控訴人らの社会的評価も低下するといわざるを得ないものであって、その場合に、三坂小学校の卒業生である個人が自ら三坂小学校自体の名誉を守ることによって自らの名誉を防衛することも当然許されるというべきである」という主張について何ら判断が示されていない点については検討を要するといえる。

(48) なお、本判決を本文のように捉えると、名誉毀損についても名誉感情侵害についても、その成立のためには、まず、問題表現において「人格や行動への非難等」がなされていることが必要であるといえる。そして、さらに「社会的評価の低下」が生ずるといえるためには、問題表現が「特定の個人に向けられたもの」であるといえることが必要となる。つまり、「社会的評価の低下」を認めるについては「非難等」が「特定の個人に向けられたもの」であることが一般読者に認識できるものでなければならない。しかし、これに対して、名誉感情侵害については「非難等」が「特定の個人に向けられたもの」であることが対象者自らに認識できれば足りるのであるが、この点は単に対象者の認識によって決まるのではなく、客観的にも「向けられたもの」といえることが必要であるということになる。名誉感情侵害の判断において、いわゆる受忍限度に関する総合的判断が示されていない点は特殊であるといえよう。